

ベトナム国ベトナム競争法施行に係る
キャパシティビルディング
計画支援調査

ファイナル・レポート

要 約

2006年12月

独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

略語表

AMA	Antimonopoly Act	独占禁止法
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
FDI	Foreign Direct Investment	海外直接投資
GSO	General Statistics Office	統計総局
JCIF	Japan Center for International Finance	国際金融情報センター
JFTC	Japan Fair Trade Commission	公正取引委員会
MOT	Ministry of Trade	商業省
MPI	Ministry of Planning and Investment	計画投資省
SME	Small and Medium sized Enterprises	中小企業
SOE	State Owned Enterprises	国営企業
TA	Technical Assistance	技術協力
VCAD	Vietnam Competition Administration Department	競争管理局
VCC	Vietnam Competition Council	ベトナム競争評議会
VCCI	Vietnam Chamber of Commerce and Industry	ベトナム商工会議所
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

目 次

I. 調査の背景、目的と活動の概要.....	1
1. 調査の背景.....	1
1.1 競争法の施行と効果的運用の重要性.....	1
1.2 アジア諸国における競争法制定.....	2
1.3 ベトナムの競争法制定.....	3
2. 調査の目的と体制.....	4
2.1 調査の目的.....	4
2.2 技術協力要請への対応.....	4
II. 調査及び技術移転活動の結果.....	9
1. 基礎調査.....	9
1.1 ベトナム競争法の執行状況.....	9
1.2 人材育成とドナーの協力.....	12
1.3 ベトナム国内産業の現状.....	13
2. 試行的市場調査.....	15
2.1 市場調査の枠組み.....	15
2.2 市場調査の結果.....	16
2.3 調査方法・戦略の評価.....	20
3. アドボカシー活動.....	22
3.1 アドボカシーリーフレットの作成.....	22
3.2 ウェブサイトの開発.....	23
3.3 アドボカシーセミナー.....	23
4. 技術移転セミナー.....	27
4.1 技術移転セミナーのねらいと企画立案.....	27
4.2 第1回 TA セミナー.....	29
4.3 第2回 TA セミナー.....	30
4.4 第3回 TA セミナー.....	30
4.5 第4回 TA セミナー.....	31
5. カウンターパート研修.....	32
5.1 カウンターパート研修の目的.....	32
5.2 カウンターパート研修日程.....	33
III. 提 言.....	34
1. 総括的提言.....	34

1.1	人材育成	34
1.2	組織強化	35
1.3	情報共有化	36
1.4	運営予算の充実と中長期的計画のなかでのドナー間調整.....	37
2.	各コンポーネントからの提言	38
2.1	試行的市場調査.....	38
2.2	アドボカシー活動	42
2.3	TA セミナー活動からの提言	48

図表リスト

図 1	キャパシティビルディングを構成する 3 要素	5
図 2	ベトナムにおける支援協力の基本方針概念図	7
表 1	実施スケジュール	8
図 3	VCAD 組織図	10
図 4	工業セクターの経営形態別構成比	14
表 2	業種別・情報源別集中度	17
表 3	TA セミナー概要	27
図 5	カウンターパート研修実施体制	32
表 4	カウンターパート研修日程	33

1. 調査の背景、目的と活動の概要

I. 調査の背景、目的と活動の概要

1. 調査の背景

1.1 競争法の施行と効果的運用の重要性

1998年12月のWTO貿易政策と競争政策に関する作業部会報告書(WT/WGTCP/2)は、国際貿易における自由貿易政策と国内における競争政策(民営化政策・規制緩和政策・独占禁止政策)が相互に密接な関連を持っており、両者の有機的結合による国の内外における自由競争の促進が世界の国々、とくに開発途上国の自由競争を促進し、経済効率を高め経済発展を最大限に促進するとしている。また、経済発展は、競争力のある企業が競争力のない企業に交代し、資源のより効率的な活用とともに展開し、産業構造の変化をもたらしながら進展すると見られている¹。

競争的市場環境のもとでは、企業は市場の諸変化に対して柔軟かつ迅速に対応せざるを得ず、この結果消費者・ユーザー企業にとって最良の品質の財・サービスを最も安い価格で供給するインセンティブが生じる。このように競争は一国経済、特に消費者やユーザー企業にとっては望ましいものである一方、既に市場に参入している既存企業にとっては、市場支配力を獲得・維持する為に競争を阻害しようとする各種の誘引(各種優越的地位の濫用や共謀等)にかられる。このような反競争的な行為を削減・除去する為に策定される政府の各種取組みが競争政策であり、その中心的役割を負っているのが競争法である。

ただし、競争法の導入・実施は競争的な市場環境を構築する上での必要条件ではあるが十分条件ではない。競争を阻害する要因は市場の構造や新規参入を阻害しようとする既存企業による反競争的行為のみならず、貿易政策、投資誘致政策、業種別の各種参入規制、国营企業の保護等、政府によるその他の経済政策が競争を阻害している場合があるためである。したがって、一般的に競争の促進を目的とした競争政策という場合、競争法の執行のみならず、自由化、民営化、規制緩和といった各種の総合的な取組みも競争環境に影響することに留意する必要がある。

このように競争法を中心とする競争政策は、反競争的行為が存在する場合に生ずる財・サービス価格の高騰を防止し、消費者の厚生、ひいては一国経済の効

¹ 「APEC諸国における競争政策と経済発展」伊従寛他、2002年、中央大学出版部

率性を高めるうえで重要な役割を負っている。国内市場における競争環境が整備されることは、輸出企業がより安価な中間財・サービスにアクセスできるようになることを意味するため、経済成長の多くを輸出に依存している ASEAN 諸国にとっては価格競争力を維持する上で重要な意味をなしている。

経済発展の初期の段階では、繊維のような労働集約産業が競争力を有しているが、経済が発展し、資本が蓄積し人的資本の向上が進むと、機械産業のような資本集約的あるいは技術集約的な産業が競争力を持つようになる²。このような産業構造の変化に対応するためには、迅速に市場環境へ適応する能力や経営・技術面におけるイノベーションを促すような政策の導入が不可欠である。そのような意味において、競争政策の適切な運営は企業に市場変化への適応能力や各種の自己革新努力を与え、価格のみに依存した競争力から脱却する上でも大きな役割を果たすといえよう。

ベトナム経済は、1986年のドイモイ政策導入以降、市場経済化を進めており、ASEAN 諸国のなかでも 1997年のアジア通貨危機の影響を大きく受けず、過去5年間7%前後の経済成長を続けており、2004年は7.7%、2005年は8.8%を記録している。産業セクター別に見ると、工業セクターが2005年には10.6%の成長を果たしており、これは主として外国直接投資によるものと見られている。輸出の伸びも著しく、2006年上期は前年同期比26%と報告されている³。

ベトナムにおける競争法の実施に際しては、国営企業の民営化などの市場経済化の進展との兼ね合いを見定める必要があるだろう。他の移行国の例でもロシアのように、市場制度環境が未整備のまま強大な国有企業を売却した結果、独占状態を招いた例もある。この点は、ASEAN 諸国でも市場経済のなかで発展してきたタイのケースとは異なった事情があることに留意する必要がある。

1.2 アジア諸国における競争法制定

1990年代後半以降、東アジア及び東南アジア諸国は積極的に競争法の制定及び運用開始に着手している。これには1997年のアジア金融危機を受けて、IMFや世界銀行（世銀）の指導のもと、政府管理型経済から市場型経済への移行を図る国が増えたことが影響していると考えられる。

他方、競争政策の導入は、IMFや世銀といった国際機関による政策条件（コン

² 「東アジアの競争政策と経済発展」 浦田秀次郎

³ (財) 国際金融情報センター (JCIF)

ディショナリティ) によるというよりは、両地域の経済レベルが上昇し、市場管理型の産業政策が有効に機能しなくなりつつあるという実体経済上のニーズに基づく必要性のほうが高いと考えられる。実際、IMF や世銀といった国際機関の動きとは一線を画す形で、2000 年以降もマレーシア、シンガポール、フィリピン、中国、ベトナムといった国々において、競争法を各国議会の審議プロセスに乗せようという動きが顕在化してきた。このような各国の動きのなかで、ベトナムの競争法は、2004 年 12 月 3 日に制定され、2005 年 7 月 1 日をもって施行された。

1.3 ベトナムの競争法制定

1986 年のドイモイ政策による、中央計画経済から市場経済への転換のなかで、競争促進的政策制度は徐々にベトナム社会のなかでも受け入れられるようになってきた。ベトナムの競争法が制定される以前は、主として以下の法制度が競争促進的な機能を果たしていた。

- ① 商法（1997 年）のなかには、消費者の保護を目的とした不公正取引を制限するいくつかの項目が含まれている。
- ② 価格制限政令（2002 年）では、市場を独占する目的で価格協定（カルテル）を結ぶことを禁じている。
- ③ 2000 年政令 54 号（知的財産権保護）においても、不公正取引にあたる不当表示などへの制限が扱われている。

上記の措置が、商行為の社会的公正さを担保するために制定される一方、私企業の自由な活動に関しては、2001 年に成立した 1992 年の憲法の一部改訂により、国家が企業の自由な活動の権利を認めている⁴。これらの先行法制度及び決定から、ベトナムの市場経済における競争制度の重要性が認識され、今回の制定に結びついたと見ることができる。

⁴ Global Forum on Competition, OECD, January 2005

2. 調査の目的と体制

2.1 調査の目的

本調査の目的は、ベトナム商業省競争管理局（VCAD）の競争法執行と競争政策に実施に係る能力向上を支援することにある。

具体的には、VCADが、「競争法に関連する将来のガイドラインや諸制度を策定するために必要な能力向上を図ることにより、同法の運用強化の条件整備を促進すること」を本調査の第一の目標とする。この目標達成の手段として、本調査においては、二つのアプローチを用意した。第一に、基礎調査を通じてベトナム競争当局の競争法執行に関する現状及び今後取り組むべき課題の抽出を行い、第二に、抽出された課題をもとに、競争法の効率的な執行のためのプライオリティを明らかにするとともに、施策・手続きを策定・運用するために必要な知識の移転を行った。

また、VCADの執行能力を強化する上でも、ベトナム政府関係機関や、広く産業界、教育機関、消費者等において、競争政策及び競争法の有用性に関する理解が醸成される必要がある。このため本調査においては、「ベトナム政府・産業界・消費者等に対する競争政策・競争法の有用性、競争当局の役割に関する理解促進をもってこれにあたること」を第二の目標とした。同目標の実現にあたっては、競争法の意義と運用に関するアドボカシーセミナー及びウェブサイトの立ち上げ、及びこれら活動に関する企画・運営ノウハウをVCADに対して移転した。

2.2 技術協力要請への対応

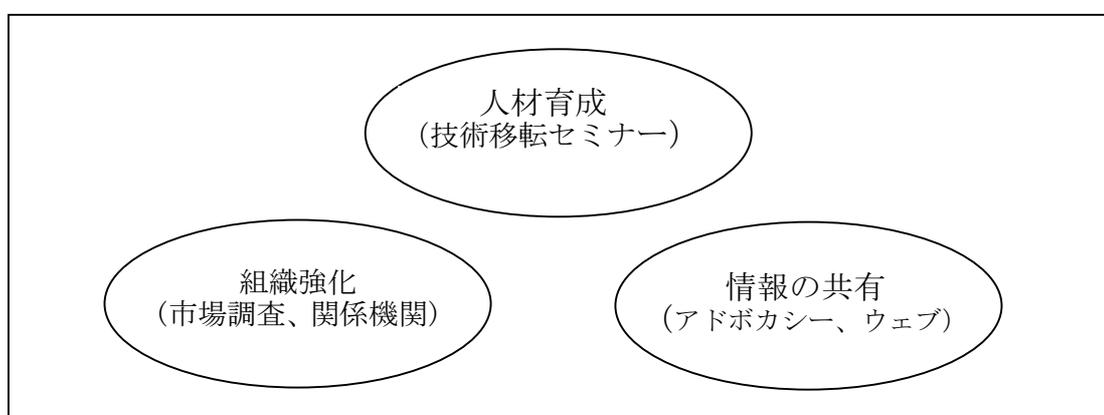
ベトナム政府は新しい政策である競争法の効果的な施行を確保するため、欧米諸国及び日本の経験を参考にする必要が生じている。このような背景から、今回のキャパシティビルディング計画支援の要請が日本に対してなされた。このような背景から本技術協力の実施にあたり、以下に示す基本的考え方に沿って取り組んだ。また、協力全体の概念図を図2に示す。

- キャパシティビルディング協力

キャパシティビルディング協力は、カウンターパート組織の自立的能力の向上を果たすものであり、そのためには①人材育成、②組織強化、③情報の共有、

の 3 要素を意識し組織能力の強化を図る必要がある。カウンターパート組織の機能を理解した上で、担当者が交代した場合も組織に情報が生かされる（Institutional memory）方法を提案する。そのためには情報の組織内の共有が不可欠である。また、情報の組織外との共有（情報開示）は当該組織の存在意義と関係先の認識を高め、結果的に組織の強化とスタッフの意識の高揚を果たすものであり、これらの 3 要素を効果的に組み合わせ、技術協力の効果を最大限に引き出す取り組みが必要と考えられる。

図 1 キャパシティビルディングを構成する 3 要素



出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

- 日本の競争政策の経験の活用

独占禁止法や競争政策の思想的背景には欧米の伝統的な個人主義・自由主義の影響がある、と言われている⁵。独占禁止法は欧米諸国において歴史が古く、アジア諸国では比較的新しい制度である。日本の場合は、戦後の財閥解体、米国主導による民主化のなかで制定されたという特殊な経緯もあり、50 年以上の歴史を持っているが、戦後の復興期には、政府介入による反競争的措置も取られた。臨時物資需給安定法、傾斜生産、外貨割当制度などがこれに相当する。また、高度経済成長期においても、輸出振興、中小企業保護、産業の合理化、産業の復興のための政策金融、財政投融资の動員が行なわれた。このように日本では、時代の要請と政策によって、政府介入による産業政策と市場の競争機能を維持する競争政策とが役割を担ってきた。

現在、高度成長も終わり、安定成長期にある日本においては、社会の公正と市場の健全な機能に関心が高まっており、独占禁止法の重要性が高まっている。

⁵ 「開発途上国における競争政策と政府介入」伊従寛

これらの日本の経験は、アジア的土壌の中で展開してきたから、他のアジア諸国、とりわけこれから経済成長途上の国々の参考になると考えられる。かかる観点から、本協力においては、日本の公正取引委員会からの講師による経験の移転に重点を置いて実施した。

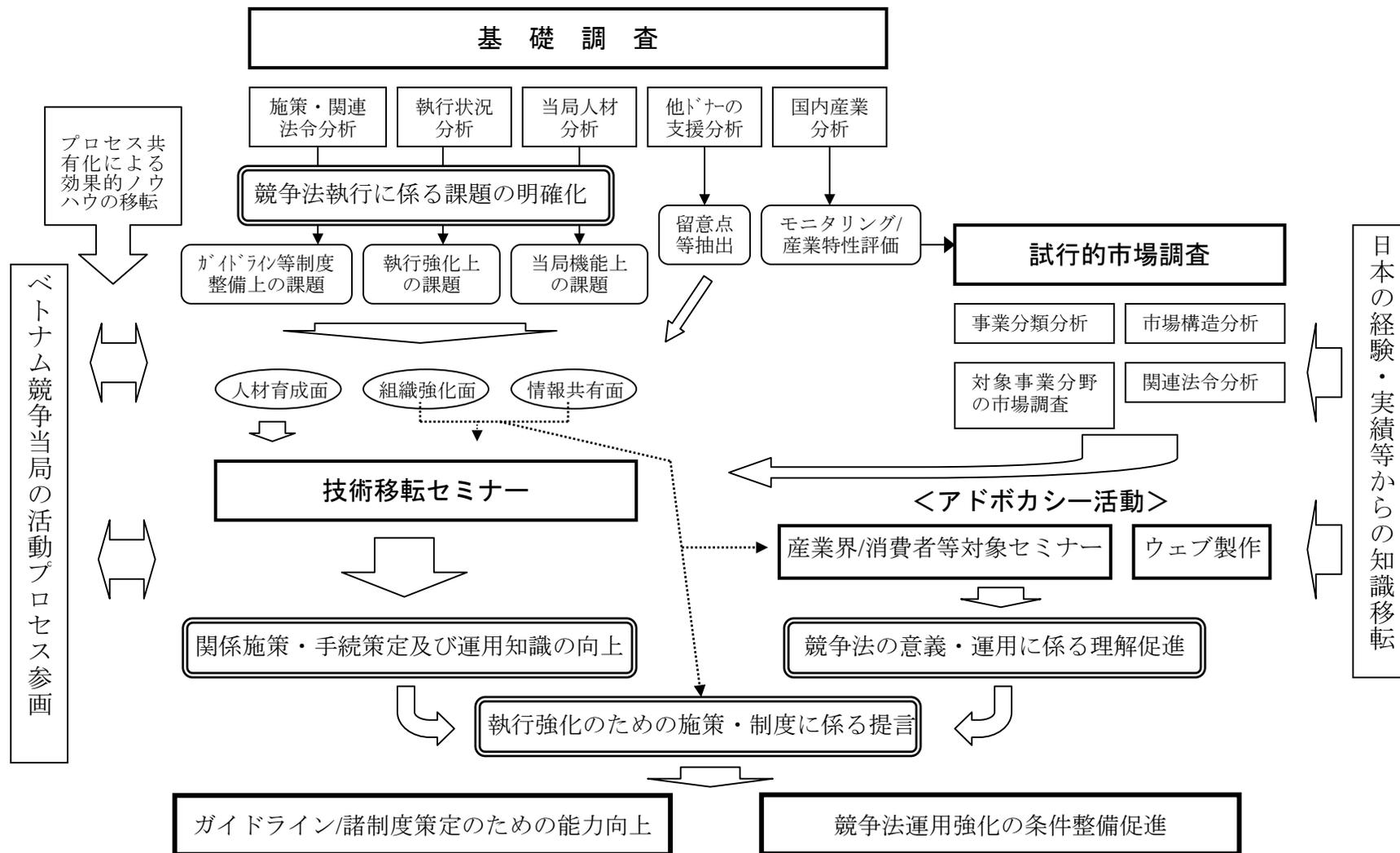
- 産業界及び社会の競争政策についての理解促進

競争政策は経済・社会の効率化と公正の確保を目的としており、その受益者である産業界及び社会の理解は必要不可欠である。しかし、競争法自体は難解な面もあり、一方では既得権益を擁護しようとする立場からは、支持されない側面もある。したがって、理解促進（アドボカシー）のための活動を意識的に行なうこととともに、専門的な情報をウェブサイトなどを通じて提供することにより、法律専門家、企業経営者、大学関係者などの専門職の理解を促進することも重要である。

- 市場調査

市場の構造を正確に把握することは、競争法の実施に当たり基本的に必要な要件である。しかし、ベトナムの現状においては、公開された企業情報が限られており、個別企業からの生産量、販売量の情報を集めることは容易ではない。また、統計局はじめ経済統計で公表されている情報についても必ずしも競争法の運用に活用できる情報を収集しているわけではない。したがって、競争当局による独自の活動として市場調査を実施する必要がある。このような観点から本協力において、試行的に5つのセクターを対象とした市場調査を実施した。

図2 ベトナムにおける支援協力の基本方針概念図



出所) TA チーム作成

表 1 実施スケジュール

平成17/18年度		平成17年度 (第1年次)												平成18年度 (第2年次)																							
調査期間		10												11												12											
作業項目		3												7												11											
現地活動	カウンターパート(OP)との協議及び技術移転セミナー開催	インセプション協議												セミナー開催準備・CPとの協議												セミナー開催準備・CPとの協議											
	基礎調査	実査1												実査2												PG/R1協議											
	試行的市場調査	事前調査、現地再委託調整												企画、現地再委託先の検討・調整												企画、現地再委託先への指示・指導再委託契約目録											
	アドボカシー活動	事前調査、WEBサイト企画準備、現地再委託調整												セミナー・広報用小冊子・WEBサイト制作にかかる協議・調整												アドボカシーセミナー(1)(ハノイ)3月8日											
国内活動	活動準備及び報告書等作成	インセプション協議												報告・方針協議												方針協議・セミナー打合せ											
	公正取引委員会及びJICAとの協議	インセプション協議												報告・方針協議												方針協議											
報告書提出		IC/R												PG1R												PG2R GUI											

出所) TA チーム作成

II. 調査及び技術移転活動の結果

II. 調査及び技術移転活動の結果

1. 基礎調査

1.1 ベトナム競争法の執行状況

(1) ベトナム競争法概要

ベトナム競争法の執行機関は、商業省内に設けられた競争管理局(VCAD)及び商業省大臣の推薦によって首相から任命される競争評議会から構成される。VCAD は日本の公正取引委員会の事務総局にあたる機能をもつ。執行機関の機能や組織構成は、ベトナム競争法第 49 条から第 55 条までに規定されている。

競争評議会の組織及び職能、権限範囲に関する 2006 年 1 月 9 日付政令 5 号が公布され、同様に VCAD の組織、職能及び権限に関する 2006 年 1 月 9 日付政令 6 号も公布された。基本的には、ハノイを本部として、中部ダナンと南部ホーチミンに地方事務所が設置するとされており、今後の更なる組織構築の詳細については、商業省大臣が定めていくという内容になっている。また、本調査開始時の 2006 年 11 月の時点においては、競争評議会は設置されていなかったが、2006 年 6 月 12 日に、商業省大臣の推薦により、首相が競争評議会の構成員に関する決定 843/2006/QD-TTg に署名した。

ベトナム競争法に関しては、施行令として現在以下の 5 つの政令 (decree) 及び 1 つの省令 (circular) が公布されている。

- ① マルチ商法にかかわる 2005 年 8 月 24 日付政令 110 号
- ② 競争法特定条文の施行細則として発布された 2005 年 9 月 15 日付政令 116 号
- ③ 競争分野における法令違反に関する具体的な手続きを定める 2005 年 9 月 30 日付政令 120 号
- ④ ベトナム競争評議会の組織、機能、権限範囲を規定する 2006 年 1 月 9 日付政令 5 号
- ⑤ ベトナム競争管理局の組織、機能、権限範囲を規定する 2006 年 1 月 9 日付政令 6 号
- ⑥ マルチ商法に関する細則における数量に係る 2005 年 11 月 8 日付省令 19 号

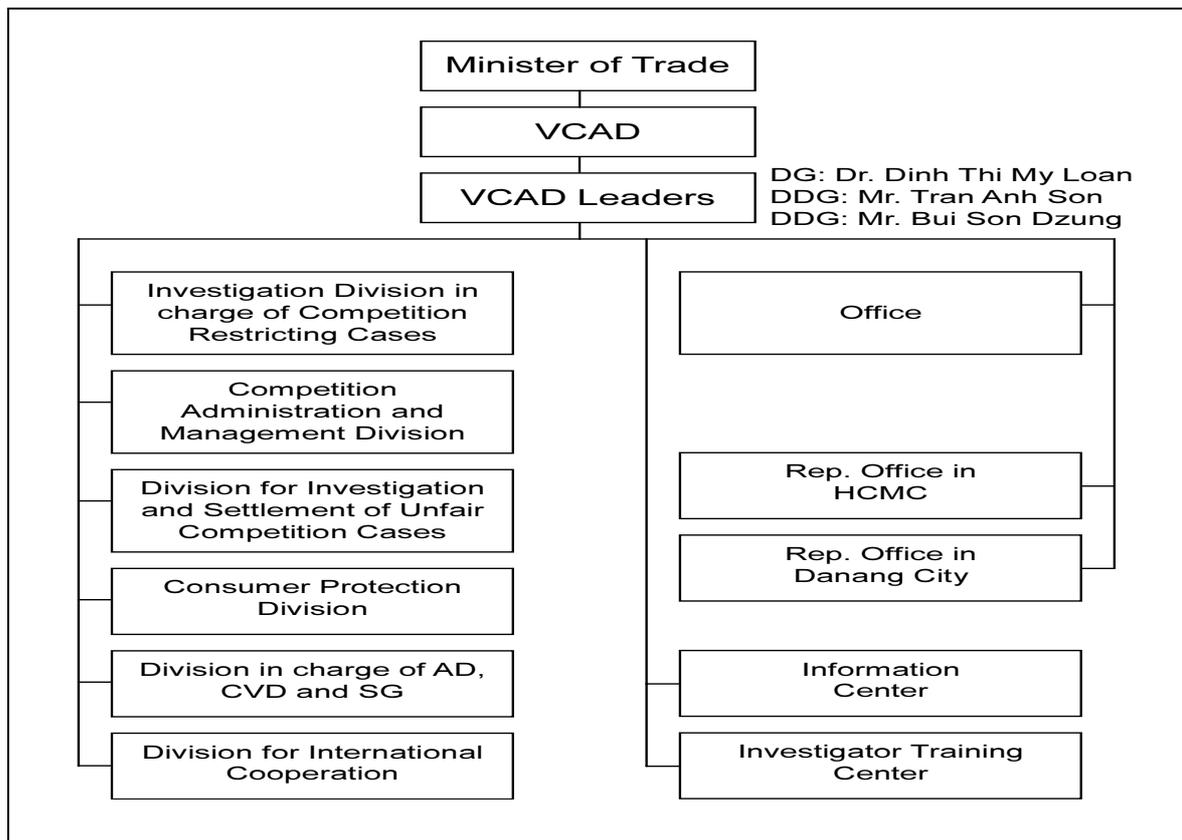
このうち、⑥は①の下位法にあたる施行細則として発布された。また、VCAD では流通ガイドライン等を起案しようという動きもあり、競争法執行のための法整備が進捗している最中である。なお、上記法令は全て英訳が完了している。

(2) ベトナム競争法執行の組織

1月9日付けで採択された Decree06/2006/ND-CP では、VCAD の機能、業務、権限に加え組織形態が確定され、これに基づき VCAD 内の組織が再整備された。

大きな特徴としては、これまで VCAD 内は、組織図としては業務別に課に分かれてはいたものの、担当職員は、特定の課の業務に専任されるのではなく、例えば、貿易救済措置と競争法を並行して担当する等、重複した業務を担当していたのに対し、今回の組織再整備では、一応、業務専任制がとられた。競争法の分野では、別途第 51 条に基づき商業大臣より審査官が任命されている（なお、第 52 条の規定により、一部、5 年の実務経験要件に該当しない事務官については、今回、審査課に配属されているが、審査官任命はなかった）。

図 3 VCAD 組織図



出所) VCAD の情報に基づき TA チーム作成

現在の VCAD の組織図及び専任された主要事務官（2006 年 7 月 1 日現在）は図 3 に示す組織図のとおりである。また、各部の業務内容は以下のとおりである。

また、新規人材の確保も行われつつあり、2006 年 1 月に 5 名を採用し、定員

枠 25 名となった。さらに 2006 年 5 月には 10 名程度の採用活動を行っており、2006 年中に総勢 34 名体制を目指している。

(3) ベトナム競争法の特徴的規定

1) 競争制限的協定

競争に制限的協定に関して、ベトナム競争法では、第 8 条第 1 号～第 8 号の行為類型のうち、第 6 号から第 8 号では例外なく禁止、第 1 号～第 5 号については当事者の合計市場占有率が 30%以上である場合にのみ禁止とする（第 9 条）⁶。そして第 10 条で、ビジネスモデルの合理化や、中小企業の競争促進、また国際競争力への寄与等の場合について適用除外規定を設けている。

ベトナムにおいては、適用除外規定の適用を受けるか否かは、商業大臣の書面による決定を要する（第 25 条第 1 項）。

一方、例えば EU においては、EC 条約第 81 条 1 項で競争制限的協定・協調的行為の規制について禁止しているが、第 81 条 3 項において商品の生産・販売の改善又は技術的・経済的進歩の促進に役立ち、かつ消費者に対しその結果として生じる利益の公平な分配を行うものについては、一定の条件のもとで適用免除を認めている。

2) 市場支配的地位及び独占的地位の濫用（第 13 条・第 14 条）

企業単独の排他行為規制としての EU 法第 82 条と同趣旨の規定である。日本では私的独占規制（独占禁止法第 3 条前段）がこの類型に属するが、市場支配力を有しない企業による行為であって私的独占規制の対象とされない場合でも「不公正な取引方法」（第 19 条）に該当する場合がある。なお、ベトナム法第 11 条及び第 12 条に市場支配的ないし独占的地位という規定があり、日本の独占禁止法にも不公正な取引方法（昭和 57 年公取委告示第 15 号、以下「一般指定」という。）の第 14 項の「優越的地位の濫用」という規定があるが、個別の取引において相手方との相対的な優越性を規定するものであり、弱い立場にある事業者を保護する役割を果たしていることから異なる趣旨の規定である⁷。

3) 合併の規定：経済集中規制と適用除外

ベトナム競争法第 18 条は市場シェアが 50%超になる経済集中を原則として禁止し、例外として第 19 条に該当する場合（第 1 項：破綻企業を含む場合、第 2

⁶ 一定の行為類型につき一定の市場占有率を要件としているが、これは日本の独占禁止法のように実質的な競争制限を要件としているものと同じではない。但し、アメリカや EU においても価格を支配する程度の市場支配力を要件としていない。

⁷ 『日本の独占禁止法』村上政博、2003 年、商事法務、49 頁、221 頁

項：輸出拡大・社会経済発展への貢献ないし技術的発達）又は集中の結果中小企業にとどまる場合を掲げている。第 19 条の例外に該当するか否かについては、第 1 項事由については商業大臣、第 2 項事由については首相の決定が要求されている（第 25 条）。

このうち、破綻企業を含む場合については、Decree No. 116.2005/ND-CP 第 36 条にて破綻企業の内容が規定されている。

他方、社会経済発展等への貢献（第 19 条 2 項）の例外事由に該当するかについては競争以外の政策的裁量を含みうる要件である。たとえば、EU においては、EC 理事会規則 2004 年 139 号第 2 条において合併審査に当たって考慮すべき要素として、消費者の利益となり、そして競争の障害とならない技術進歩と経済発展等を挙げている。

4) 不公正な競争行為（第 39 条～第 48 条）

ベトナム競争法における不公正な競争行為は、日本独占禁止法の不公正な取引方法と不正競争防止法で規制される行為を含むため、日本の事例に基づく検討を行う場合にはベトナム競争法と日本独占禁止法との概念整理が必要となる。

1.2 人材育成とドナーの協力

VCAD は設立されて間もない組織⁸であり、組織規定が 2006 年 1 月に制定されたばかりであり、これまで独自の人材育成活動を行っていない。同組織規定によると、「審査研修センター」が設置されることになっているが、現時点ではまだ発足していない。しかし、これまで複数の外国援助機関（ドナー）が競争法分野の知識と能力の向上を目的とした人材育成事業を実施しており、ほとんどの VCAD スタッフは何らかのかたちで研修プログラムに参加している。

JICA による独占禁止法分野の集団研修事業へは、これまで 4 名の VCAD スタッフが参加しており、2005 年 8 月に開催された独占禁止法研修に VCAD のスタッフが 1 名参加している。この研修は合計 1 ヶ月の期間で、研修内容には公正取引委員会への訪問、大阪での講義を中心とした日本の独占禁止法に関連した研修であった。VCAD では、今後も JICA はじめ外国援助機関による人材育成事業に期待を寄せている。

また、2006 年 10 月には VCAD のスタッフ 2 名が本調査のカウンターパート（CP）研修に参加し、公正取引委員会にて研修を受け、さらに公正取引委員会の地方事務所（札幌）も訪問した。

⁸ Government Decree No.29/2004/ ND-CP. Jan 16, 2004 “Organization of Ministry of Trade”

1.3 ベトナム国内産業の現状

近年、ベトナムの発展は目覚ましい進展を遂げている、1990年代を通じ、経済規模は倍増し貧困状況は半減した。ドイモイ政策の導入前は、ベトナムでは国営企業と協同組合という二つの企業形態しか存在しなかったが、近年のベトナムの顕著な成長は、外国直接投資とインフォーマル経済の規模の著しい拡大によるものである⁹。

民間セクターの成長はベトナム経済のダイナミズムを堅持する上で、また、開発目標を達成させる上での鍵となっている。しかしながら、ベトナム国内の民間セクターの規模はまだ小さい。2004年時点では製造業の生産の20%を占めるにとどまっている。一方、外国投資は増加しつつあり、2004年の工業生産におけるシェアは43%に達しており、今後も増加が見込まれる。国内の民間及び外国投資を民間セクターと位置づければ、国営公営企業の相対的なシェアは漸減傾向にあり、2004年には27%にまで下がっている¹⁰。

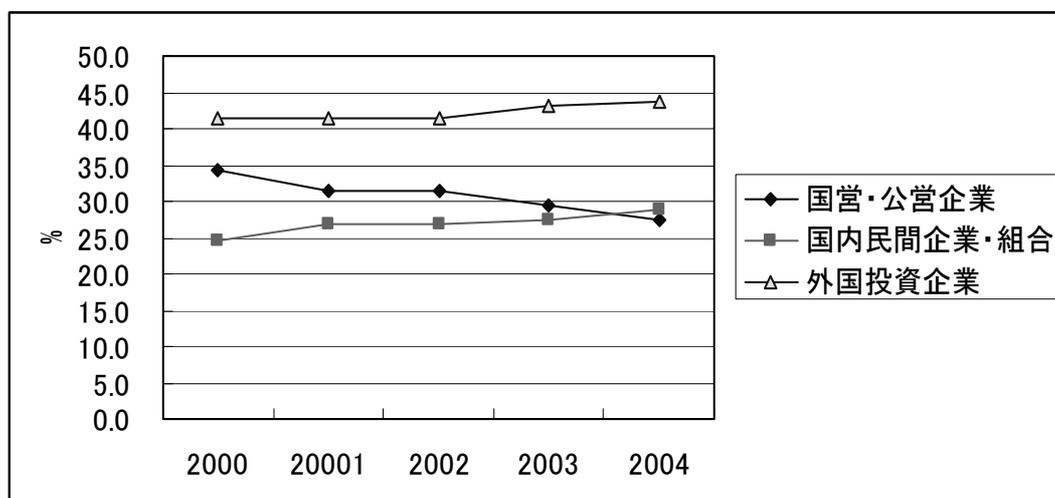
1990年代初期、ベトナム政府は国営企業改革プログラムを開始し、国営企業の社数を12,000社から、5年間で半減させ、2004年統計では中央及び地方政府所有企業の合計は4,596社と報告されている。それにもかかわらず、ベトナムのビジネス分野においては、国営企業の立場は依然として優遇されている。特に多くの産業分野において設立されている総公社¹¹は傘下に複数の国営企業を抱え、特定の市場において大きな影響力を維持している。

⁹ GDPの半分は統計に表れないとよく指摘される場所である。

¹⁰ 国営企業セクターは依然として225万人の雇用を創出しており、余剰人員を支える受け皿となっている。

¹¹ State General Corporations (SGCs)、1994年の首相決定No.90及びNo.91に基づいて設立されている。日本の持ち株会社に相当し、傘下に複数の国営企業を抱える。

図4 工業セクターの経営形態別構成比



出所) Statistical Yearbook of Vietnam 2005 (General Statistics Office) より TA チーム作成

上述の国営企業による伝統的産業におけるプレゼンスの大きさはあるものの、外国投資企業は確実なペースで増加し、その活動の幅を広げており、産業資本の蓄積の重要な担い手となりつつある。2006年上半期の外国直接投資(FDI)の動向を見ると、香港、韓国、米国、日本が上位4カ国で全体の80%を占めており、FDI認可件数は339件、認可額は前年同期に比べ21%増の2.6億米ドルとなった¹²。主要案件には、半導体(香港)、都市開発(韓国)、リゾート開発(米国)、電子(日本)などであり、特に日本からの投資は中国リスクの分散という意味から注目度が増しており、2006年11月のAPEC会合時には、多数の日本企業代表者が経団連ミッションとして訪問した。

更に、2006年末あるいは2007年にはWTOへの加盟が実現する見通しであることから、今後、対外貿易と外国投資の環境の改善が図られ、外国企業の活動規模も拡大することが見込まれ、ベトナムの市場も自由競争の時代に入ろうとしている。

¹² (財)国際金融情報センター(JCIF)

2. 試行的市場調査

2.1 市場調査の枠組み

調査目的

本開発調査における試行的市場調査の調査目的は、「選定された事業分野においてベトナム競争当局の基礎資料となる情報を提供することと、今後当局として市場調査を独自に展開していく上での能力向上」であり、特に不完全なデータを前提とした情報整備のロードマップ提示を目指した。

なお、本調査における試行的市場調査は競争当局の審査段階の調査ではなく、あくまでもその前段階として当局に基礎的情報を提供するものである。

調査対象

調査対象については、1) ビール、2) ソフトドリンク、3) 牛乳・乳製品、4) 医薬品、5) 保険の5事業分野に絞って調査を進めた。これらはベトナムにおいても比較的寡占度が高く、国際的にも寡占化が進み多国籍企業が新興市場に進出を強めている業種であること、また競争法との関連で検討の必要があるとされる産業の中から選ばれていることから、試行的市場調査の対象としては適切であったと考えられる。

調査項目

市場調査の調査項目の整備は、それ自体重要なキャパシティビルディングのプロセスであった。調査内容を整理するために、TA チームメンバーに加えてタイの競争法案件時の市場調査担当者と論理構成について意見交換し、追加的文献調査を行って、調査内容の構造化・精緻化を図り、最終的に調査細目（List of Research Items）としてまとめた。

調査細目は、競争法にかかる市場調査として標準的項目と近年の着目点を含んだものとなった。「競争法にかかる市場調査として標準的項目」とは、市場構造（market structure）－市場行動（market conduct¹³）－市場成果（market performance）であり、第1年次に準備した調査項目・質問票（案）をこのS-C-P（structure-conduct-performance）分析に従って並べ替え加筆修正した。中でも通常の市場調査には含まれず競争法に関連する市場調査において特徴的なのが、市場行動である。ここでは価格と利幅の動向に加え、非価格行動として販売促進活動、多角化、外国資本との関係などを見ていくことになる。

¹³ Conduct は Behavior ともいう。

導入部分は公正取引委員会の市場調査報告書¹⁴を参考に、「商品特性（product feature）」とし、自然独占につながりやすい商品特性についての重要質問を盛り込んだ。「近年の着目点」としては、「競争に影響する制度要因」（institutional factors affecting competition）を取り上げた。

調査手法

試行的市場調査で用いた調査手法は次の通りである。

- ・ 二次資料：公的統計、ウェブサイトの経済・ビジネスニュース記事、業界レポート、主要企業の財務指標（入手可能な一部のみ）、関連法規制
- ・ 一次情報：業界に通じたキーパーソン（専門家・業界団体・関連省庁）、及び各業界の企業に面談調査

調査アウトプット

基礎調査の結果を出発点に、最終的に VCAD の参照資料となる 5 業種（ビール、ソフトドリンク、牛乳・乳製品、医薬品、保険）の小冊子を作成した。そのためのデータ収集、集計、分析と、小冊子のドラフト作成が調査活動の主たる業務であった。

2.2 市場調査の結果

対象 5 業種に見られる競争政策上の留意点

以下、対象 5 業種に見られる競争政策上の留意点を、上記「調査細目」の大項目（商品特性、S-C-P 分析、規制要因）ごとにまとめる。

- 1) **商品特性**：5 業種それぞれにおいて、市場の独占に向かい易い商品自体の特性があり、注視する必要がある。いくつかの業界に共通の特性として、次のものがある。
 - ・ 「かさばり価格に対して輸送費が高いため、消費地に近い工場立地が必要となり、地域ごとの市場分割を招きやすい。」（ビール、ソフトドリンク、牛乳・乳製品）
 - ・ 「パワーマーケティングにより自社製品の需要を喚起することができるため、要求される資本規模が参入障壁を高くし寡占化につながりやすい」（ビール、ソフトドリンク）特定産業に特徴的な商品特性の例として、次のようなものがある。

¹⁴ 「高度寡占産業における競争の実態」経済調査研究会報告書、公正取引委員会事務局編、平成 14 年

- ・「医療用医薬品は不公正な競争が入り込む余地が生まれやすい。」（医薬品）
- ・「集団が大きいほど保険事故の発生を的確に予想することが可能となる「大数の法則」に基づく商品であるため、経営規模が大きい必要があり、参入障壁が高く寡占化の傾向がある。」（保険）

表 2 業種別・情報源別集中度

	ビール	ソフトドリンク	牛乳・乳製品	医薬品	保険
企業数	329	169	26	230	32
CR3 (GSO データ)	40-45%	18-19%	12-25%	5%	76%
その他の情報源	38-50% (CR2)		70-75% (CR2)		
サブセクター その他		88-90% (炭酸飲料 CR2)		50% (CR5 in distribution)	90% (生命保険) 75% (損害保険)

出所) VCCI 試行的市場調査チーム作成

- 2) **市場構造** : GSO は CR3¹⁵を計算する統計を提供できるが、計算された数字はニュース記事や専門家の数字と比較すると相違が散見される。

ビール : 国営上位 2 社は旧総公社 Vinabeco が地域分割されたものだが、他国営企業の持ち株会社化も進めている点で、市場シェアの計算方法と変動に注視すべきである。外資も上位 3 社で市場の 21%を占めており (MOI Report 2006)、国内資本と併せて CR5 は 60%前後と見られ、寡占度の高い市場である。

ソフトドリンク : 2006年の報道では、コカコーラ 50%、ペプシコーラ 38%、Tribeco 6%という数字も挙げられている (VIR-news 19-10-2006)。炭酸以外のソフトドリンク、浄水それぞれにおいては、国内大手企業の寡占度が高いと言われるが、具体的数字が挙がっていない。流通においては、大手は第一層の卸売業者と専売契約を結ぶ傾向にあるが、相互の競争を妨げるものではないようである。

牛乳・乳製品 : 業界筋の話 (ニュース記事を含む) では、トップの Vinamilk のシェアは製品によって 30-40%とも 70-75%とも言われる。同様に 2 位の

¹⁵ 「三社集中度」上位 3 社の市場シェアの合計 (%)、同様に CR5 は五社集中度。

Dutch Lady のシェアは 30-35%と言われる。そもそも、国内の酪農生産が需要の 15-18%しか満たせず、残り 80%以上をパウダーミルクを中心とした輸入に頼っている中、国内生産分と輸入取り扱い分とは明確に区別されていない。地場大手企業の流通網は全国に発達している。中小の製造業者は、地理的に限られた範囲でのみ自社製品を流通させていると見られている。

医薬品：ベトナム製薬市場の寡占度は低いと見られる。問題とされているのは流通における寡占構造で、外資系 5 社¹⁶で流通の 5 割を押さえているといわれている。他方、医薬品輸入免許を持つ 40 社からの流通は、政策的医薬品備蓄機能を担う 3 大国资企業が支配しているというが、数字は不明。

保険：生命保険は CR3 が 90%ときわめて高く、損害保険では、CR3 は 75%である。2004 年ごろから地場民間企業を中心に参入が続き、2005 年には 57 社に達した。30 の外資代理店が免許を申請している。

生命保険はバイク・車の運転者向けが基本的生命保険を契約数で上回るまでに成長したが、両者とも 2004 年をピークに契約数及び保険金収入が減少している。

保険会社にとって、営業とクレーム処理の拠点としての支店ネットワークは重要である。損害保険分野では、国内の大半の県に支店網を持つ国営・旧国営企業が、支店網を持たない外資系に対して優位に立っている。石油会社系大手企業は、ガソリンスタンド網をエージェントとして販売に利用している。中小・新興企業の中には、郵便局ネットワークや系列銀行支店網を利用しているところもある。

3) 市場行動

ビール：販売促進活動においては、マスメディアで報道された事例として、ホーチミン市人民裁判所で争われた Cay Dua ビアホールにおける Laser Beer 排斥の疑いがある。国内需要が頭打ちとなった先進国企業の新興市場での買収が加速する中、ベトナムでも外資と国内資本の間で買収・提携が進んでいる。特に、すでにハイネケン（蘭）とタイガービール（シンガポール）ブランドで市場の 10%を占めるシンガポールの Asia Pacific Brewery (APB) に、シェア 5%を占めるオーストラリアの Foster ブランドが売却されることになり、国営大手 2 社と併せた CR3 が 50%を越えるものと見られ、注目さ

¹⁶ ゼリンファーマ・ベトナム、メガプロダクツ、サノフィサンテラボ・ベトナム、ディーステム、ランパシズ。

れる。国営大手はビールパッケージから流通まで垂直統合を進めており、これにより高められる市場支配力は注視すべきである。さらに他社から OEM 供給を受けているため、市場シェアについても精査が必要である。

ソフトドリンク：炭酸飲料では、1990 年代後半に外資系大手が略奪的価格形成で協調した疑いが、地場炭酸飲料企業の倒産と共にマスメディアでとりあげられた。近年では、1.25～1.5 リッターボトルのスーパー小売価格が、2004 年の 9,000～12,000VND から 2006 年の 6,000～8,500VND に下落している。非炭酸飲料では、炭酸飲料での大手との競争を避けた中小業者が多く、地方市場に安価な飲料を提供しており、競争状況のモニタリングのためにはセグメント毎の価格変動データが必要であるが、現状ではそうしたデータは取られていないようである。

原材料費の上昇の中での価格競争は、大手の財務状況をも悪化させているといわれているが、財務データは入手できなかった。販売促進活動においては、小売業者に金銭面での支援と引き換えに独占的エージェントになることを求め、それに反した場合払い戻しが求められる、といった行為が 8 割の小売店で行われているという。ソフトドリンク分野の外資との連携は、ビール・ワイン・乳製品などと入り組んでおり、これらを合わせた市場支配力が問題となる可能性があるだろう。

牛乳・乳製品：マーケットリーダーの牛乳価格（VND）は過去 10 年ほど安定している。純粋な牛乳と偽って表示したり、成分の一部を安い代替品で入れ替えたりといった問題が多発し、農業省の検査が強化されている。トップ企業の Vinamilk は、食品総合メーカーとしてインスタント・シリアル、非炭酸系ソフトドリンク・浄水、菓子、コーヒー、ビール（SABMiller との合弁）と多角化を進めており、その総合的市場支配力に注視する必要がある。

医薬品：2003 年には消費者物価指数（CPI）上昇率 3% に対し、医薬品 CPI は 21% も上昇した。寡占的外資系医薬品流通業者の販促活動¹⁷も原因と疑われている。2005 年春にも顕著な医薬品価格上昇が認められた。2004 年の価格上昇時には、当局は、外資系大手流通業者 1 社の免許更新を停止し、1 社に周辺国より高価格で販売されている製品の説明を求めた。医薬品の宣伝の中には、効能を誇張し副作用を適切に伝えておらず、宣伝規制や医薬品

¹⁷ 例えば、医者への贈答品、販売員への高額な給与・ボーナス・コミッションなどが挙げられている。

登録規制に違反しているものがあるとして、当局（DAV¹⁸）は検査を強めている。製薬企業には、資本増強と共に多角化を進める動きが見られる。外資は世界の大手製薬会社が100%出資あるいは合弁での進出を進めている。

保険：保険料率・手数料は管理されているが、競争の中でしばしば取り決めは無視されている。エージェントについては、教育当局・学校、警察などがそれぞれ生徒向け、運転者向け保険について、大手国営保険会社のエージェントとして機能してきたことが問題とされている。外資系損害保険会社は、規制要因により苦戦している。

- 4) **市場成果**：保険業の例外を除き、企業レベルデータは比較可能な形で入手するのは困難である。2社独占の生命保険では、市場シェアで拮抗しているにもかかわらず、国営バオベト生命がプルデンシャル生命の約7倍の純利益を挙げているのが注目される。
- 5) **制度要因**：規制は医薬品と保険において高い参入障壁を形成しているが、前者の方が問題を孕んでいる。品質基準はソフトドリンク、牛乳・乳製品、医薬品において、それぞれ程度は異なるものの課題となっている。価格・広告規制は医薬品において施行段階の課題である。政府の計画は、医薬品と保険において企業により平等でない状況を作り出している。他の国営企業の持ち株会社としての総公社は、ビールと製薬業界において監視すべき対象である。

2.3 調査方法・戦略の評価

調査結果を元に、調査方法と戦略の妥当性について評価すると、以下のようになる。各々のデータを利用するに当たっては、それぞれ注意が必要である。

1) 二次資料

基本的に競争当局が常時情報収集・モニタリングしておくべきものであるが、新たに情報収集を始めようという業種については、今回調査のような再委託も有効である。

i) 公的統計

検証していくとさまざまなバイアスが入り込んでおり、その他の情報源とのクロスチェックが必要であった。

¹⁸ Drug Administration of Vietnam

ii) 経済・ビジネスニュース記事

ウェブ上で丹念にニュース記事を追っていただければ、かなりの関連情報が入手できる。

iii) 業界レポート

入手できた場合に貴重な情報となる場合があるが、残念ながらレポートが存在しない場合が多い。

iv) 主要企業の財務指標

保険業のように当局が全企業の詳細を把握していることはまれである。限られた上場企業及び上場を睨んで財務指標を公開している企業の資料を利用するしかない。

v) 関連法規制

手間を惜しまなければ関連法規制の収集は可能であるが、難しいのはニュースや面談調査から上がってくる現実の課題について、法規制的検証をしていく作業である。

2) 一次資料

二次資料で相当の情報が集まることがわかったこと、二次資料の不備（例えば公的統計や企業財務指標の欠落）については一次資料収集で補完できる可能性が低いことが明らかになったといえる。

3. アドボカシー活動

アドボカシー活動においては、i)アドボカシーリーフレットの作成、ii)ウェブ開発、iii)3回のアドボカシーセミナーの実施の3分野における活動を通して、主に産業界・一般等に対するカウンターパート側の普及・啓発活動の支援を行うとともに、その運用等に係るキャパシティビルディングを実施することを目的としている。

3.1 アドボカシーリーフレットの作成

リーフレットコンセプトの設計

1) JFTC の提供している一般普及・啓発用の資料の紹介

現在、公正取引委員会では、独占禁止法等導入用の資料として「独占禁止法の概要」、「景品表示法の概要」、「下請法の概要」といった資料を用意している。また、中学生向けではあるが「わたしたちの暮らしと市場経済～公正取引委員会の役割～」という、競争政策・競争法を概観する資料を提供している。これら資料では、以下テーマが初心者向けに分かり易くまとめられており、当然、基礎調査の結果、カウンターパート、JICA、公正取引委員会（JFTC）等との協議を踏まえた上で、最もベトナムの現状にあったものとするとはいうまでもないが、本件リーフレットの作製に際して十分参考にできると考えられたことから、これら資料の紹介を行った。

2) 既存の普及・啓発用資料の状況確認及び基本コンセプトの検討

現在 VCAD においては、極めて限られた普及・啓発用の資料が準備されているだけである。実際は、普及・啓発という意味においては、以下2種類の資料のみが確認された。

- i) ベトナム競争法（Luật Canh Tranh - Viet-Anh-phap -）：英仏越後並記のベトナム競争法の条文を掲載したもの。
- ii) ベトナム競争法 Q&A：越語で紹介されたベトナム競争法の Q&A 集。

上記検討の結果、現状においてプライオリティが高いのは、まず、広く一般にベトナム競争法を分かりやすく概説し、実際の取引の中で、どの様な関係が出てくるかを紹介することであることとした。特に、対象としては、市場における活動が活発であり、かつ、法令に対する理解が最も急がれる中小企業を第一のターゲットとすることとした。また、法令の概説に加え、不公正な取引等

に対してどの様に申告（苦情）を提出するか、法的な問題を起こさないためには、どの様な点に留意すべきか等についてもアドボカシーの目的とした。

3) アドボカシーリーフレットの構成

上記を踏まえ、カウンターパート側と協議の上、リーフレットの構成について、第一稿を作成の上、リーフレットのドラフティングを行った。ドラフティングに関しては、キャパシティビルディングの観点から、各セクションをカウンターパート側において分担執筆することを検討したが、組織的な対応の難しさと効率性を考慮の上、TA チームがイニシアティブをとる形で担当者と協力してドラフトの作成にあたった。

3.2 ウェブサイトの開発

現在、運営中の商業省のウェブサイトにおいては、競争法並びに競争政策が独立したカテゴリーの中で取り上げられていない。組織紹介及び一部 News 中の記事、また、法令検索の中で一部取り扱われているものの、官報に掲載されている Decree 情報などへのアクセスも限定されている。競争当局としては、アドボカシー活動の一環また内外の要請に応えるためにも独自のホームページの開発を期待している。

本件プロジェクトにおいては、以下に示す素案を元に協議検討を継続し積み上げ形式で開発に取り組んだ。また、本取り組み上不可欠である省内システム統括部門（e-commerce Department）とも調整をはかりつつ活動を進めた。なお、実際の開発にあたっては、再委託の形をとり、現地ソフトウェアハウスの Time Universal 社を選定した。本取り組みでは、選定プロセス及び管理プロセスについてもノウハウの共有化をはかることを重視した。特に、通常は、委託先にほとんどの作業を依存しがちであるカテゴリー設計については、別添のワークシートを作成し、VCAD のイニシアティブの発揮と開発後のメンテナンス体制整備を確実なものとするよう、プロセス共有化に十分に時間をかけることができた。

3.3 アドボカシーセミナー

セミナープログラムの設計

本プロジェクトでは、3回の地方セミナーの開催を予定し、その趣旨から、第1回目のセミナーで運営面での技術支援を積極的に行い、2回目以降のセミナー企画運営に関しては、可能な限りカウンターパートのイニシアティブが発揮さ

れることが要請されていた。しかしながら、既にカウンターパート側では、諸セミナー等の主催実績があり、運営面については、カウンターパートの能力は十分と考えられた。第2回目のセミナーを待たず、第1回目から、カウンターパート側のイニシアティブが発揮された。

プロジェクト期間の時間の経過に加え、リーフレットの完成とセミナーにおけるその活用、また、VCAD 独自のアドボカシーセミナー活動等を通じて、回を重ねる毎に、法令に対する一般の認知度と当局側のノウハウも徐々に改善される傾向を示してきた。そのため、こうした変化に対応して、プログラムも総論的な内容から、より各論に焦点を当てる形で改善を加えた。具体的には、第1回セミナーでは、市場経済と競争の意義から法令の重要性に着目するというアプローチ、第2回セミナーでは、よりリーフレットの内容を活用し法令の全体像に直接取り組むアプローチ、そして、第3回セミナーでは、規制分野毎に法令が要請する内容を解説するというアプローチという形で各論を明確にしてきた。

3.3.1 第1回アドボカシーセミナー概要

(1) プログラム

日時：2006年3月8日（水）9:00～17:00

場所：ハノイメリアホテル、タンロンルーム（Than Long Room）

第1セッション：「ベトナム競争法及び関係ガイドラインの概要」

第2セッション：「市場経済における競争の意義」

第3セッション：「ベトナム競争法執行のためのステップ」

第4セッション：「日本におけるこれまでの経験（競争法・競争政策に関して）」

(2) 質疑のポイント（質問として提起された主要な関心事項）

- ・当局に対する報告／届け出等に関してデータの不足から精度の懸念あり
- ・優越的地位を利用した価格設定（ie.原価割れ販売価格）、公的サービスにおける価格設定、政府／公的機関の優遇措置に基づく価格設定等々と公正取引との関係
- ・競争当局における地方事務所の位置づけ／今後の方針
- ・法令で明確でない基準等に係る取扱い（ガイドライン等との関係）

3.3.2 第2回アドボカシーセミナー概要

(1) プログラム

日 時：2006年6月13日、9:00～17:00

場 所：レックスホテル（ホーチミン市）

第1セッション：「ベトナム競争法とガイドラインの紹介」

第2セッション：「市場経済における競争」

第3セッション：「ベトナム競争法施行に至るこれまでの取り組み」

第4セッション：「日本の競争法とそのエンフォースメント」

(2) 質疑のポイント（質問として提起された主要な関心事項）

- ・市場の特定の方法と定義（「関連市場」の範囲等）
- ・中小企業の基準と例外範囲の明確化（WTO加盟後の中小企業対策等）
- ・過剰なコストをかけた広告の競争法上の課題
- ・競争法として認められる販売方法/販売戦略の考え方
- ・苦情の申し込み先（VCADか裁判所か？）や審査期間、費用負担
- ・競争当局の独立性

3.3.3 第3回アドボカシーセミナー概要

(1) プログラム

日 時：9月18日（月）8:40～17:00

場 所：ダナン・サイゴントゥラーンホテル

第1セッション：「ベトナム競争法及びガイドライン概要（パート1）全体像及び競争制限的取引行為」

第2セッション：「ベトナム競争法及びガイドライン概要（パート2）不公正な取引慣行」

第3セッション：「規制対象となる行為（日本事例からの視点）」

第4セッション：「規制行為の判断基準（日本事例からの視点）」

第5セッション：「企業サイドから競争当局に要請される点」

第6セッション：「競争当局からの産業界に対する期待」

(2) 質疑のポイント（質問として提起された主要な関心事項）

- ・農薬分野、貸し出し金利、輸送費用等の公的優遇措置による競争制限の可能性
- ・事業者団体の活動にかかる規制の有無

- ・ダナンの現状を考慮すると過大広告、誤解を与える表示等の懸念
- ・輸入品と国産品、大企業と中小企業との競争関係の考え方
- ・当局における中央と地方の役割と機能
- ・当局の決定に対する不服申立等審判手続き

3.3.4 アドボカシーセミナーの評価

(1) アンケート調査結果

各セミナーの後では、それぞれアンケート調査を実施し、参加者の意見を聴取した。以下がその結果であるが、質問の基本構成は、Q-1で参加者の所属構成、Q-2で事前知識の有無、Q-3でセミナーの有用性、Q-4でセミナー後の理解度として、Q-5では、各スロットの満足度を確認している。(質問票は付属資料 C-5 参照)。

第1回目と2回目との比較では、第2回参加者の84%がセミナーは非常に役にたったと回答しており、前回の62.9%を20ポイント以上上回る結果となっている。セミナー後に競争法の理解が深まったかとの質問に対して、両セミナーいずれも90%が理解が深まったとしているが、第2回セミナーでは、非常に深まったと回答した層が32%と、前回26.5%を6%程度上回っており、関心の高さを裏付ける結果となった。セッション毎の関心では、ベトナム競争法の説明に係る第1セッションが38.3%と最も高く、前回、各セッションの割合がほぼ同じだった点を考えると、競争法をアドボケートしていくという趣旨からは、第2回のセミナーがより目的にあった実施とすることができたといえよう。

これに反し、第2回と第3回の比較では、セミナー全体が非常に役に立ったという層が、84%から58%に減少している。セミナー時点での反応では、双方に大きな違いはないが、ホーチミン市とダナン市それぞれでの参加者の層の違いが現れている可能性がある(例えば、ホーチミンは大企業が多く、ダナンは中小企業が多い)。その意味では、今後、プログラム構成を考える際に、地域性を十分考慮して、その地域の産業等にあったプレゼンテーションを工夫するという点に留意が必要であろう。他方、第3回セミナーについては、コーディネーターに、ロアン局長を迎え、カウンターパート側のイニシアティブも向上しており、これまでの取り組みが、徐々に成果となってきていると考えられる。また、ダナン市は、法で規定されている地方事務所設置拠点であり、その意味で、ダナン商業局との関係強化にも役立った。

4. 技術移転セミナー

4.1 技術移転セミナーのねらいと企画立案

本協力プログラムにおいては、初年度に 1 回、第二年度に 3 回、計 4 回の技術移転セミナーを実施した。

実施に当たっては、(1)ベトナム競争管理局（VCAD）内担当者の継続的な能力向上とこれに応じた関心の推移・深化、(2)VCAD の組織体制の整備や人員拡充、(3)法制度整備の進捗の 3 点を念頭におき、既の実施したセミナーの評価なども踏まえつつ、VCAD 側と TA チームとが継続的に協議を行いながら最新のニーズを踏まえ、公正取引委員会事務総局及び学識経験者の知見をも活用しつつ、プログラムを構築した。

特に、第 1 回セミナーの成果を受け、カウンターパートからの期待が高まり、第 2 回セミナーの実施前に包括的な協議の場を設け、残る 3 回のセミナーでそれぞれ 1 規制分野を順次取り上げて欲しい、実際に起きた事件を 1~2 ケースを取り上げ、事件の端緒から内部での意思決定や審査をへて審決に至るまでの詳細な実務を把握したい、質疑応答などのディスカッションをできる限り多く取り入れて欲しいといった具体的なニーズが提起された。このニーズを踏まえて公正取引委員会事務総局及び学識経験者の知見を活用し、残るセミナーの大枠の見通しを立てることが可能となった。

その後も VCAD 担当官は自助努力を重ねると共に、本プロジェクト及び他ドナーによる研修の機会なども活用しながら漸進的に知識と能力を向上させるとともに、所掌範囲の明確化の努力を重ねたこともあり、関心の所在が日本の経験の共有に加え、ベトナム法の適用、さらには審査実務の詳細へと深化をみせたので、こうした進捗を踏まえて TA セミナーのねらいも回を重ねることに充実したものとなった。

4 回のセミナーの概要及びねらいは以下のとおりである。なお、詳細なプログラム（英語版）等を巻末に参考資料として掲載する。

表 3 TA セミナー概要

第 1 回 TA セミナー（2006 年 3 月 1 日～3 日）	
出席者	VCAD 及び関連省庁・機関職員（初日 70 名、2-3 日目 35 名）
講師	下津 秀幸 公正取引委員会競争政策研究センター研究員 丸山 一浩 公正取引委員会経済取引局総務課経済調査室 瀬領 真悟 同志社大学法学部教授

テーマ	ベトナム競争法と日本の独禁法、独占状態に関する市場調査手法と実務
ねらい	導入セミナーと位置付け、日本の独禁法について概観するとともに、独占・寡占を取上げ、法・ガイドラインの規定と市場調査手法に関する知識移転を実施

第2回 TA セミナー（2006年6月19日～22日）	
出席者	VCAD 及び関連省庁・機関職員（初日 40 名、2-4 日目 26 名）
講師	甲田 健 公正取引委員会審査局第四審査上席 上席審査専門官 井堀 治 公正取引委員会審査局第五審査上席 審査専門官 瀬領 真悟 同志社大学法学部教授
テーマ	不公正取引（再販価格維持制度及び優越的地位の濫用を中心に、日産化学工業事件と三井住友銀行事件を素材として）
ねらい	日本法とベトナム法を比較しつつ、具体的な事件の端緒から審査過程、審決に至るまでを段階を追って詳細に説明し、十分な質疑応答を行い、実務上の疑問に答えつつ審査方法の技術移転をねらう

第3回 TA セミナー（2006年9月5日～8日）	
出席者	VCAD 及び商業省他部署、裁判所等機関職員（26名）
講師	細田 孝一 公正取引委員会審査局犯則審査部長 友行 啓子 公正取引委員会経済取引局企業結合課企業結合調査官主査 瀬領 真悟 同志社大学法学部教授
テーマ	私的独占及び企業結合（NTT 事件及び事前相談手続きやいすゞ事件等を素材として、市場画定を含む）
ねらい	日越の法規定や理論、日本の事件の手続きや法適用に関する講義に続き、「参加型」の実習を取り入れ、架空のケースを準備のうえベトナム競争法を適用する検討・発表する場を設けた。グループディスカッションで理解を深めるとともに、プレゼンテーションやそれに続く講師による講評、質疑応答を通じて、実際に法を運用する際の着眼点や課題を明らかにし、共有することをねらう

第4回 TA セミナー（2006年11月27日～29日）	
出席者	VCAD 及び商業省他部署、裁判所等機関職員（26名）
講師	前田義則 審査局第二審査 審査長補佐（総括担当） 内田清人 審査局管理企画課審判上席 審査専門官（主査） 瀬領 真悟 同志社大学法学部教授
テーマ	不当な取引制限の禁止（カルテル及び談合）塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの製造販売業者のカルテル事件及び日本の談合事件と審査の経験（旧

	首都高速道路公団が発注するトンネル換気設備工事の入札談合事件を素材として)
ねらい	残る主要規制分野である不当な取引制限の禁止を素材として、日本の事件における審査実務等の講義に続き、模擬事件の審査を「参加型」の実習出取り扱う。架空の事件の証拠等を準備のうえ、TA チーム側が被疑企業となり、ベトナム側出席者により実践に近い審査シミュレーションの機会を提供する。プレゼンテーションやそれに続く講師による講評、質疑応答を通じて、実際の審査における着眼点や課題を明らかにし、共有することをねらう。

・ いずれも日越同時通訳によりハノイのプレスクラブ内会議室にて開催。
出所) TA チーム作成

4.2 第1回 TA セミナー

内容

1 日目、VCAD 側からのベトナム競争法の解説、日本の独占禁止法の歴史、意義、公正取引委員会の役割などが行われ、日本における競争法制定及び運用背景の概要を紹介した。2・3 日目は、日本側から、独占禁止法における独占・寡占規制の内容について、内的成長による独占等に伴う弊害及び独占状態に対する措置を独占禁止法及び独占状態ガイドラインに沿って説明、独占的状态に対する市場調査手法に関し、集中度調査の経緯、意義・目的といった概要及び作業手順、調査対象品目の選定方法、調査表設計の考え方、結果の活用等に関し事例を引きつつ説明があった。

3 日間を通して、ベトナム側参加者からは、法の運用にかかわる様々な質問が活発に寄せられた。例えば、ベトナムが直面する現実的な問題点への対処に日本の経験がどのように生かされるか、模索する内容の意見、実務研修部分に関し、実際の執行の場面で想定されるベトナムの現実を踏まえた対処方針に関する質問や、実務における公正取引委員会の仕組みなどに高い関心が寄せられた。

評価

アンケート調査結果において、ベトナムにおいて競争法が導入されて間もないことから、日本の経験を共有する機会は有用である、日本法、ベトナム法に関する法の概念や基本的な情報が提供されたことは、今後役に立つ機会であったといった評価が寄せられている。今後の課題に関する指摘として、日本における経験を活用しつつ、ベトナム法の適用に焦点を当てたセミナーを期待する、実際の事案を例にとって、日本の当局がどのような事案処理を行っているかを、主として審査実務を中心に説明してほしいといった期待が表明された。

4.3 第2回 TA セミナー

内容

ベトナム側から関心が提起されたテーマのうち、優越的地位の濫用及び再販価格維持制度（日本の独禁法では不公正な取引方法）をテーマとした。日本法における理論、実際のケースについて、審査実務上の着眼点やノウハウも含めて説明し、質疑応答を行った。

評価

セミナーにおいては、講師の協力を得て VCAD 側のニーズや要望に可能な限り答えた形で個別ケースを扱ったため、活発な質疑応答がなされた。また、進行にあたっては、共同モデレーターを務めたズン局長の高い意識と能力のもと、TA チーム団長田中とが連携し、時間を有効活用することができた。日本の法整備支援の専門家の傍聴を得たが、若くて意欲的な行政官による活発な議論が印象に残ったとのコメントもあったとおり、VCAD 側が熱意とオーナーシップを持って取り組んでいる。

出席者のうち、最高裁判所経済部、法務省等、今後 VCAD と連携して直接事件処理や執行にあたる担当者にとっては実務処理の技術的な側面や違法性の判断に際しての着眼点などの情報が有用となった。また、中央銀行や他省庁からの出席もあったが、これらの参加者にとっては競争法が今後、自らが所轄する産業をも取り締まりの対象とすることについて再確認する意味があった模様である。

4.4 第3回 TA セミナー

内容

具体的な事件を取り上げて、審査の着眼点、違反行為立証に当たっての証拠の分析等、実務に踏み込みながら端緒から措置決定までを説明することとした。うち1事件については、かねてから VCAD 側の関心が高い「市場画定」に関する検討を含む合併分野の事件を取り上げることにした。企業合併並びに私的独占の分野を取り上げた。併せて、予てから、VCAD 側には参加型のワークショップ・セッションを設けたいという希望が強かったため、第2回セミナーを通じて問題意識が高まった「ベトナム競争法への適用」を中心とする参加型のワークショップを設けた。最終日には試行的市場調査の中間発表も行った。

評価

参加者のアンケートによると、総じて評価は高く、内容豊富で役立つ、理論と

事件処理の実践の組み合わせが参加者の期待を満足させるものとなった、といった評価がある反面、もっと実践内容を豊富にすべきといった改善点の指摘もあった。

講義については、意義深かった、典型的な事例の紹介が役立った、ベトナム法と日本法の相違と類似点が明らかになった、専門家による VCAD 職員に対するベトナム法解釈についての問いかけが将来に備えるために有益だった、詳細なケース分析が興味深かった等のコメントがあった。模擬事件処理実習については、大変興味深く違反事例が明確だった、多くの状況を想定した議論が役立った、VCAD 職員にとって実務になじみを持つよい機会となった、とのコメントがあった。今後、ベトナム法に基づく現実の事案処理を通じた経験に焦点が当てられるべき、審査技術（ヒアリング、証拠の収集等）に焦点が当てられるとよいといった要望があった。

4.5 第4回 TA セミナー

内容

第1回セミナーを実施して以来、VCAD は自助努力や本件を含む協力の成果によって着実に能力を向上させてきた。また、実際の事件処理に向けた準備も整いつつある。こうした状況の進展によって、当初は断片的な実務処理についての疑問が中心であったのに対し、参加型ワークショップによるベトナム法への適用に意欲を見せ、さらに、法適用に対してより複雑な分析を求める模擬ケースを用い、ロールプレイを通じて審査実務を体感する参加型ワークショップの実施を希望するに至った。そこで第4回セミナーにおいては、カルテル・談合を素材とし、講義及び模擬審査を通じて今後ベトナム当局が実際に事件を扱う際に必要となる審査技術の一端を理解・体感させることを狙うこととした。

具体的には、未だ扱っていない分野である競争制限的合意を扱うこと、実践セッションはより複雑化し、審査のロールプレイを行った。実践部分については、模擬審査を行い、TA チームが談合被疑企業となるプログラムを準備した。

評価

出席者に対するアンケート調査の結果によれば、セミナーは内容・資料とも高く評価された。とりわけ模擬審査研修部分が審査プロセスの全体像を把握するためにも有用であったとのコメントを得た。同様のセミナー開催への期待も示された。

セミナーの成功に寄与した講師側からも、日本法やケース紹介に続く模擬審査実習部分は効果的であったとのコメントがあった。

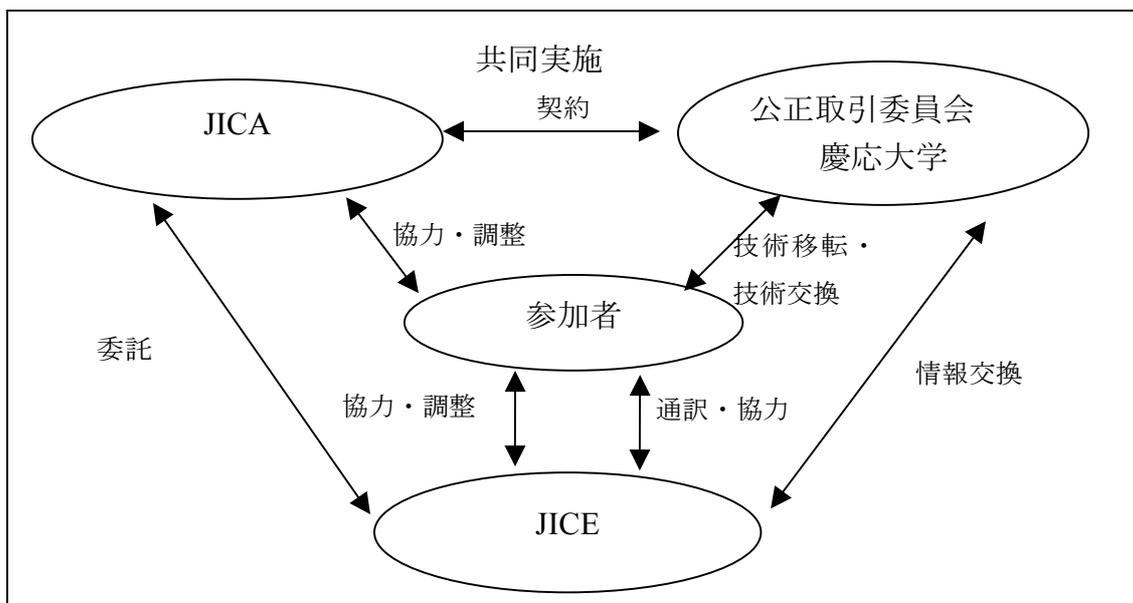
5. カウンターパート研修

5.1 カウンターパート研修の目的

ベトナム国で競争法を施行するに当たり、審査を中心とした実務能力、たとえば市場規模の測定、市場調査の実施、市場占有率の算定をはじめとする実務面でのノウハウを習得することを目的として、以下図 4 に示された関係機関との協力のもと 2006 年 10 月に実施された。

参加者： Mr.Doan Tu Tich Phuoc, VCAD Official
Mr. Le Than Vinh, VCAD Official

図 5 カウンターパート研修実施体制



出所) JICA 研修資料

5.2 カウンターパート研修日程

カウンターパート研修の日程は以下の通り。

表4 カウンターパート研修日程

日	活動内容	
	午前	午後
10月15日(日)	来日	
10月16日(月)	ブリーフィング、プログラムオリエンテーション	14:00-14:30 国際課長表敬 14:30-17:00 事件審査の実務と技術(事件処理状況含む)(管理企画課)
10月17日(火)	10:00-12:30 審判・訴訟手続(審決訟務室)	14:00-15:30 企業結合審査実務に係るディスカッション(企業結合課) 15:45-16:30 審査事件の具体的事例紹介(国際課)
10月18日(水)	移動《東京→北海道》	14:00-16:00 地方事務所の機能と役割 (北海道事務所) 16:00-16:30 地方事務所との意見交換
10月19日(木)	移動《北海道→東京》	15:30-17:00 経済法学者からの講話 (慶応大学・江口教授)
10月20日(金)	10:00-12:00 端緒処理業務 (情報管理室)	13:30-15:30 景品表示法の概要とその運用 (消費者取引課) 16:30-17:30 評価会・閉校式(JICA)
10月21日(土)	離日	

III. 提言

III. 提 言

以下では、本件、当局の機能強化（キャパシティ・ビルディング）の観点から今後留意すべき重要なポイントを整理する。全般的な視点としては、キャパシティビルディングの重要要素である 1)人材育成、2)組織強化、3)情報共有、の各視点について検討するが、本件取り組みにおいては、必ずしも一義的視点ではなかったものの 4)運営予算の充実の視点についても一部留意点を挙げる。

1. 総括的提言

1.1 人材育成

(1) 審査官の育成

人材育成面では、審査官の能力向上のプライオリティが高い。既に法令に係る知識及び理論的審査手法については主要な能力を強化しつつあるが、実務面での手続き執行に係る能力については、未知数の部分が多く、今後とも、実務と並行して定期的な研修・検討機会による充実をはかることが必要と考えられる。このためには、他国における審決事例の定期的分析演習、当局の潜在的探知対象となるセクターあるいは事業分野の SCP 分析等の取り組みを通して、育成プログラムを定常化することが重要と考えられる。また、法第 52 条の規定を更に詳細に検討する審査官のクオリフィケーションに係るガイドライン等を検討・策定することも有用であろう。

他方、競争当局である VCAD は法執行機関であると同時に政策機関でもある。法執行を担う審査官の育成と同時に競争政策の立案を担う政策官僚の育成も必要と考えられる。

上記の定期的な研修に加え、下記に示す研修事業も効果的と考えられる。

- 先進国の競争当局における長期研修（On the job training）への VCAD スタッフの参加
- ベトナム競争評議会（VCC）のメンバーを対象とした海外競争当局による事例研修

(2) 育成プログラム計画・課程の検討と実施

JFTC をはじめ、競争に係る経験を多く有する競争当局にあつては、当局内部で、充実した研修プログラムが設定されており、新任の審査官教育を充実させている。本件協力支援プログラムのみならず、EACF¹⁹等当局間の連絡会合・取

¹⁹ East Asia Competition Forum

り組みを通して情報の共有化、支援枠組みを検討することが重要と考えられる。(特に、上記 (1)、(2) に関する詳細は「TA セミナー活動からの提言」部分を参照)

(3) 人材育成プログラム計画策定・実施のイニシアティブ機能充実

上記の実効性を確保する上では、これらを積極的に計画・推進する担当部署の設置、あるいは、ミッションの特定と任命が重要となると考えられる。現状、制度的にはトレーニング部門が設置されているが、実態としては右部門が機能する前提としてプログラム計画を設計・立案する部門が必要である。例えば、現在、VCAD 内総務部門は、主に法令に関する諮問機能、施行細則等に係るドラフティング・レビュー機能を中心とした活動となっているが、同部門に初期的な計画の立案をミッションとすることも可能ではないか。

1.2 組織強化

(1) VCAD 内部門活動の専任性の徹底

これまで、VCAD では、競争行政、貿易救済措置行政、消費者保護行政、国際協力行政のそれぞれの部門における一部業務を並行して担当する体制となっていた。2006 年 7 月から右体制が専任制へとシフトしつつあるものの、総勢 24 名の陣容 (2006 年内に 34 名体制) にあっては、依然、一部重複が存在している。陣容の整備が急ピッチで進められているが、更なる拡充が期待される。総務部門、国際協力部門にあっては、当面分野重複業務を維持せざるを得ないという現実もあろうが、競争行政、救済措置行政及び消費者保護行政に関する業務デマケーションは、今後より明確にする必要がある。

競争分野にあっては、審査業務という横断的な技術的ノウハウと情報連携の道は共有しつつも、法第 2 章、第 3 章それぞれの担当部門の機能独立性を確保することが重要となろう。特に、法第 39 条担当部署にあっては、その担当範囲の大きさから、近い将来、第 2 章分野以上の陣容の確保が不可欠と考えられ、これに対するリクルート・研修体制の充実が期待される。また、今後、施行細則、各種ガイドライン等の検討・策定に関しては、例えば、審査部門とも連携を確保しつつ総務部門がイニシアティブをとる等の明確なデマケーションも法執行の一環性の観点から重要となろう。

なお、具体的審査とは別に、定期的な市場調査機能を整備するという観点からは、専門の部門の設置も重要となろう。現状の制度的設計では、貿易救済措置行政部門あるいは情報センターにその機能を持たせるという考え方もあるが、いずれも競争行政において必要とされる分析・情報提供能力を備える必要があ

る。この点からは、むしろ貿易救済措置行政部門よりは、情報センターに競争部門のセクションを設置して、各分野の独立性を確保することの方が現実的ともいえる。

(2) タスクフォースの活動の充実

現在、関係省庁の連携によるタスクフォースが設置されているが、右の実効的活動未だ確保されていない。VCAD が商業省内の一部門という形である限り、純粹に独立した機関として法を執行する上では種々困難を生じる懸念があり、他省庁との連携による実効性を確保することが当面の方向性と考えられる。この上でのタスクフォースの意義が今後極めて重要となろう。特に、法第 6 条にかかる執行面では、同タスクフォースにおける事前あるいは事後の調整が重要となることが想定される。また、こうした局面を想定すると、タスクフォースの機能・権限にかかる施行細則・規定の検討と策定が極めて重要となろう。

(3) 申告受け入れ及び処理体制の整備

現状の陣容にて、申告（苦情）をどの様に受け入れ・処理していくかは、実務上極めて重要となろう。特に、一義的な形式審査部門・担当をどの様にするか、また、実務的な処理手続きをどの様に定型化していくかといった具体的組織体制的対策の検討・整備を急ぐことが重要であろう。今後設置されるホーチミン、ダナンオフィスの機能として、当面、審査機能は中央のイニシアティブとするとしても、まずは、右、申告受け入れ・処理機能が期待されよう。この場合、受け入れ・処理情報の 3 地域における共有化といった体制整備も極めて重要であり、本取り組みにおけるウェブサイトのバックオフィス機能を活用することが有用である。（この場合でも、まずは実務的処理手続きの定型化が先決事項となることはいうまでもない。）

なお、社会一般からの苦情のなかには、消費者保護的立場からの苦情申し立ても多く寄せられることが予想されるところ、VCAD における競争政策と消費者保護政策との考え方の整理も必要である。

1.3 情報共有化

(1) VCAD 内部情報共有化推進

申告受け入れ・処理情報、審査情報、探知実績情報等々、実務に係る情報共有化が最も優先される点ではあるが、どこまでの情報が、いかなる部署において共有されるべきかという情報管理のルールと環境整備が重要である。JFTCをはじめ、他の先進諸国の当局にあっても、事前調査（初動調査）情報は、必ず

しも当局内情報共有化対象ではなく、守秘範囲の特定は本環境整備における極めて重要な観点である。右を特定した上で、本取り組みにおけるウェブサイトバックオフィス機能は、情報共有化のための貴重な手段となることから、守秘範囲の特定に加え、ウェブサイトの運用ルールの検討・整備も重要となろう。

(2) 関係省庁・機関との情報共有化推進

上記同様、守秘範囲を特定することは言うまでもないが、一定のルールの下、ウェブサイトの対タスクフォースアクセス権付与等についても検討することが有用であろう。また、ウェブのみに依存するのではなく、タスクフォースの下に検討部会等を設け、事務レベルでの各省・関係機関連絡会といった組織の整備等も検討し、守秘範囲に応じた効率的情報共有化を図ることが重要と考えられる。

また、ウェブサイトの開発に加え、VCAD の情報センターにシステム・ライブラリーの設置が必要である。

1.4 運営予算の充実と中長期的計画のなかでのドナー間調整

政府予算面での取り組みについては、本件提言対象となり得ないと了解するが、国際的支援協力のプログラムによる予算確保については、今後とも、必要な要請を積極的に展開していくことが重要であることはいうまでもない。しかしながら、ドナー各国においても、支援協力の体制見直しの検討が進められており、これまでのような一過的なプログラム支援要請は、徐々に受け入れられ難い状況となろう。したがって、人材育成、組織強化、情報化、といった包括的な計画を検討し、各ドナープログラムがそれぞれ計画のどの部分を補完するものであるかを明示的に提示することが肝要といえる。予算確保の面からも、各視点から具体的プログラムを中長期的に設計し、包括的な計画とする検討を充実させることが期待される。

2. 各コンポーネントからの提言

2.1 試行的市場調査

本報告書の他の箇所でも述べたように、市場調査は違反行為に関する捜査に先立つモニタリングのための参照材料を提供するのが目的である。したがって、特定業界における市場構造や商慣習について基本的鳥瞰図を提供するものである。こうした情報・理解は業界内部では当たり前のこととして共有されていても、VCAD 職員を含む外部者には極めて新しいことであろう。こうした特性から、調査はマクロレベルの統計と企業レベルデータにとどまらず、市場がどのような構造を持ちその各レベルで商取引が如何に行われるかについての業界の見地にまで踏み込むことになる。試行的市場調査で用いられた価値連鎖分析や S-C-P 分析はこうした目的に適うものである。

試行的市場調査は、VCAD が何をモニターすべきか（内容）、情報を如何に収集するか（方法論）を示し、同時にベトナムにおけるデータ収集の限界を明らかにし VCAD がそれにどう取り組むべきかを示唆することを意図した。以下に順を追って、全体的提言、内容にかかる提言、方法論にかかる提言、限界とその対処法に関する提言、そして結果の普及に関する提言を述べる。

(1) 市場調査全体にかかる提言

寡占的業界の情報を常に更新するメカニズムの構築

VCAD は選ばれた寡占的業界についての情報を恒常的に更新するための信頼できるメカニズムが必要である。その必要性は、先進国の競争当局に比べ、おそらく VCAD のほうが高いであろう。恒常的市場調査は日本の公正取引委員会が行っているが、他の先進国では必ずしも行っていない。VCAD の場合は公的統計の不備、業界調査報告書の欠落、政府内のモニタリング機能の弱さ、VCAD 内に経験の蓄積がないことなどの理由により恒常的市場調査から得るところが大きい。こうしたメカニズムを立ち上げ維持していくコストは、上記のような理由から VCAD の任務が果たせなくなるリスクを考慮すれば十分正当化されるであろう。VCAD の機能不全は、希少な資源の無駄遣いであるばかりでなく、WTO 時代の世界経済にベトナムの参入を進める上で障害となろう。

第 1 に、公的統計の不備は、VCAD が市場情報の恒常的更新を行うべき重要な理由のひとつである。統計総局、関税総局、計画投資省といった主要統計情報源は、各々特定の欠陥を有しており、計量的に市場を確定する情報源としてふさわしくない。こうした目的には業界別調査がより適当であるが、こうした

調査は未だテストされていない。こうした状況で、VCAD はどのような関連統計が入手でき、各々どのような限界があるかにつき予め知っていなければならない。また、公的統計の最新の整備計画を知り、徐々に整備の進む統計を取り扱う費用対効果の高い戦略を練らなければならない。

第 2 に、VCAD は既存の業界調査報告書が僅少なため、これに頼ることはできない。試行的市場調査では 5 業種中 2 業種についてのみしか業界調査報告書を見つけることができなかつた。必要な情報は、恒常的市場調査を通じて集めるしかないということである。

第 3 に、ベトナム政府の市場モニタリング機能は弱く、VCAD はこれに頼ることはできない。本来、市場モニタリング機能は、競争当局にとって有用な情報を提供できる可能性がある。途上国を含む各国は政府内に消費者物価・小売価格などをモニタリングする機能を有している。ベトナムの場合、政府は卸売物価をモニターしておらず、消費者物価のモニタリングは基礎的消費物資に偏っているため、VCAD の関心対象である寡占市場のほとんどを対象外としている。

第 4 に、VCAD は誕生間もない組織であり職員も若手が多く、組織に蓄積された記憶も個人の経験も共に不足しているために、新しい調査を立ち上げるには多大な時間と労力を要する。恒常的市場調査は、それなしには学習曲線が高まるのに時間のかかるところに、費用対効果の高い近道となる。

この意味から VCAD の機能強化を目的とした市場調査の継続的実施が望まれるところである。

VCAD には体系的にモニター・調査する業種の優先付けをすることを推奨する。VCAD は一般市民から苦情と要望を、さらに政治的リーダーとマスメディアからもメッセージをひっきりなしに受けるだろう。これらをより科学的・客観的基準に照らし合わせてどの程度の行動を起こすべきかを決定するのは、VCAD の仕事である。科学的・客観的基準の例としては、(これに限るものではないが) 業界における(企業)経済活動規模、集中度(寡占度)及びその上昇具合、自然独占の傾向、独占的構造を促進する規制環境などがあろう。モニタリング・調査の結果を報告することと併せ、VCAD は優先部門の決定を競争評議会に委ねることもできよう。

組織面では、市場調査専任部署の創設が望ましい。設立が予定されている情報センターは、VCAD の職務遂行のために情報を収集・体系化・分析・普及するという広範な任務の下、市場調査(あるいは市場情報)部門を置くのにふさわしい場所だろう。市場調査に関してノウハウと学習経験を制度化するのは重要である。もう一つ肝要なのは、関連情報を体系化し、アドボカシー・ウェブサイトに連携した共有データベースにすることである。組織大でノウハウと経

験を蓄積・普及し、関連情報を体系化して発信していくには、市場調査専任の常設部署が適切な機関となろう。

(2) 市場調査の内容に関する提言

試行的市場調査の内容に準ずる

試行的市場調査は、商品特性、市場構造、市場行動、市場成果、規制側面という構成に則った 5 業種報告書を作成した。しばしば S-C-P と略される市場の構造－行動－成果は特定業種の競争状況を概観する標準的内容である。商品特性は特定業種の製品・サービスの基礎的理解を助け、やはり競争当局の市場調査に共通する内容である。競争行政における規制側面は特に途上国において感心が高まっているが、ベトナムにおいて規制の力は強い。試行的市場調査を通じ、これら 5 つの側面が特定業種の基礎的且つ有用な情報を提供することが証明できたと考える。長期にわたるデータの比較を可能にするため、同じ内容で何年も調査を続けるのが望ましい。

但しこれは、将来調査細目を修正する余地がないという意味ではない。調査細目については調査部署から継続的にフィードバックを受ける必要がある。市場調査担当部署は、調査細目の変更に当たっては VCAD 内の幹部の承認を求めべきである。こうした決断及び決定の関係者への周知を行う場としては、競争評議会がふさわしい。

市場調査における市場シェアと法の求める市場シェアのギャップを認識する

市場調査で報告される市場シェアと、ベトナム競争法の定めるところの市場シェアを区分することは重要である。後者は法の定めるところに従い市場を確定するために関連市場と商品代替可能性の厳密な検査を必要とする。市場調査はこうした目的に関連する情報として、中核商品の市場シェア（しばしば推定値）、水平・垂直統合、代替商品との競争などを提供する。関連市場と代替可能性に関する参照材料として役立つよう、情報は幅広く集められる。これらが如何に有用であろうと、市場調査が提供できるものと法の要求するものとの間には乖離がある。このギャップを埋めるための精査を行い、またデータの信頼性から現行法の定めるものがどの程度現実的かを検証するのは、VCAD の審査官の仕事である。この課題は、近い将来のキャパシティビルディングとして取り組むことができよう。

注意喚起指標を特定する

重要指標のモニタリングは、市場調査に関連した VCAD の仕事の一環である。それが有効であるためには、ある変化が見られたときに行動が起こされる必要がある。そのためには、無数の指標の中から注意喚起指標を特定し、ある水準に達した場合競争状況に当局がより注意を向けるべき閾値を決めておくことが重要である。閾値はあまり意味のない変動と注意すべき水準を区分する上で必要になる。最終的には、注意喚起指標は自動的に注意喚起するようデータベース内にプログラムすることができよう。これは技術協力の次フェーズにおけるキャパシティビルディングの一環として考えることが出来る。

(3) 市場調査の調査手法に関する提言

面談調査の費用と範囲を最小化するために二次データを最大限に活用する

予算の制約は市場調査を恒常的に実施する上で重要な障害となりかねない。試行的市場調査は、面談調査に入る前にどの程度二次データが VCAD に関連情報を提供できるかを明らかにした。公的統計、ニュース記事、業界情報誌、官報における規制情報は、どれも有用である。毎年の更新と恒常的モニタリングはさほどの予算を必要としない。アシスタントやインターンによる日常業務として二次情報の活用を図っていけば、毎年の更新作業の範囲も限られてくる。

二次データを取り扱う内部能力を向上させ、一次データは外部委託する

組織面では、VCAD 内部に二次情報（公的統計、ニュース、業界レポート、規制など）を収集、体系化、分析する能力を整備するのが望ましい。二次データの収集・更新は継続的に行うことになる。面談調査を通じた一次データ収集については、市場のプレーヤーから（競争法との関連で）情報を集めること自体市場を刺激しかねず、外注を選ぶ方が良いだろう。面談調査は（数年に一度の割合で同じ業種が対象となるよう、一年に数業種ずつ実施するなど）一定の間隔で行うことができる。

市場調査の方法論については、更なるキャパシティビルディングが有用であり望ましい。もしこうしたキャパシティビルディングが次期ステージで実施されるのであれば、試行的市場調査を通じて自ら市場調査を進めるための基礎を身につけた VCAD スタッフが指揮を執ることが望ましい。

(4) 市場調査に関連するデータへのアクセスと利用可能性の問題

データ入手可能性・利用可能性の問題に政府一丸となって取り組む

試行的市場調査を通じて、統計や規制など公的データの入手可能性・利用可能性のいくつかの問題が明らかになった。例えば、組織間及び国際統計システムとの調和の欠落、バイアスの混入による信頼性の低さ、地方行政における規制情報の不備である。VCAD は引き続きキャパシティブUILDINGを通じてこれらのいくつかに取り組むことはできるが、問題の多くは政府全体の協調行動を必要とするものである。データ入手可能性・利用可能性にかかる問題に取り組むには、競争法タスクフォースを通じて調整を図るのも一法である。

(5) 市場調査結果の普及に関する提言

市場調査と普及活動の連携

恒常的モニタリングと定期的市場調査の結果は、普及活動と戦略的に連携する必要がある。市場調査で得られた情報の多くは当局の内部情報としてとどめられる必要がある一方、公的性格のある一部の情報は積極的に普及すべきである。本開発調査で開発されたアドボカシー・ウェブサイトは、競争に関する重要情報を普及するのに理想的なツールである。公的性格の情報は、アドボカシーリーフレットにおいても将来改定される際に掲載することが考えられる。普及にふさわしい情報の例としては、寡占業種の集中度、主要産業の企業活動の規模とトレンド、競争に影響を与える主な規制などがある。これらを恒常的に更新することで、当局が客観的且つまじめにモニタリング機能を果たしているというシグナルを市場に発することになり、VCAD の業務の正当性を高めることにもつながる。

2.2 アドボカシー活動

本プロジェクトにおけるアドボカシー活動は、アドボカシーセミナー、リーフレット（普及啓発用の資料）開発、ウェブサイトの開発、3つの活動を実施した。以下では、それぞれの活動の観点から提言を行う。

(1) 活動全般からの視点

まず、各活動の実績を活動全体の観点からみると、普及啓発の目的を明確にした包括的な活動施策の企画・運営の重要性が指摘できる。すなわち、明確な

普及啓発戦略を立案することが重要である。セミナーの企画・実績といったものは、リーフレットをはじめとするその他関係資料と、また、ウェブサイト等の内容・設計・企画といったものと、相互に呼応したものであることが求められる。それぞれが個別に捉えられるのではなく、相互補完的に関連し合う全体としての「アドボカシー（普及啓発）活動」を構成することが重要である。

このためには、当局内において、活動の緒につく企画・計画段階で、普及啓発の対象となるターゲットが何であるかを明確にし、共通認識を醸成することが最も重要である。当局側の歩調が揃うことがなければ、全体の活動を構成する個別の活動間の整合性を確保することも非常に困難になるからである。相互補完的に関連し合う全体としての「アドボカシー（普及啓発）活動」の構成としては、例えば、当初の普及啓発の対象を新法の理解促進とした場合、各活動それぞれの特徴を十分踏まえ、以下のように、整合性を確保するといった設計が考えられる：

- 1) セミナー
 - －法規定及び規制の対象となる事例の全体的な説明
 - －参加者が参加後、詳細を自らフォローできる資料を用意
 - －2006年に関しては、少なくとも3都市でのセミナーを開催／参加者層としては、産業界を中心に150名程度
- 2) リーフレット
 - －セミナー配布資料内容を補完できる適切な内容
 - －産業界を対象としつつも法律を分かりやすく解説したガイドブック的な位置づけとして、企業側でオフィスに常備し常時参照できるもの
- 3) ウェブサイト
 - －セミナーのフォローアップやリーフレット内容に対する質問・意見のQ&A等、インタラクティブな窓口機能を充実させる
 - －ウェブサイトの閲覧者管理を通して競争環境を維持する上で重要となるネットワークを維持・拡大する機能を充実させる
 - －今後の更なる普及啓発活動の潜在分野シーズのヒントを得る場とする（例：今後のセミナー・リーフレットの新たなテーマのヒント等）
- 4) 業界団体に対するワークショップ（例）
 - －上記1）～3）に係る情報のフィードバック
 - －地方における相談窓口機能充実を視野に入れ、トレーナーズ・トレーニングを企画・運営する
 - －中央からのトレーナー派遣制度の準備（制度設置後は、ウェブサイトにて申請・提供等が可能なようにする等）
- 5) ポスターの開発（例）
 - －上記1）～4）全体をプロモートするためのキャンペーンポスターの開発・頒布
 - －ポスター掲示の依頼等を通して、地域の関係機関等との関係構築も推進していく

上記に加え、こうした包括的活動をどの様な期間で消化するかといった時間的な枠組みを検討することが不可欠である。このためには、年間計画に加え中長期的な視野で活動計画を策定していく仕組みを検討していくことが重要である。

組織的イニシアティブの強化

施行細則においても、普及啓発の活動計画の策定・運営をどの部署が担当するかは必ずしも明確に規定されていない。規定がないために対応できないという事態を避ける上でも、内部的な取り決めとしてでも、どの部署がこうした活動を担当するかを明確にすることが重要である。本プロジェクトを通して想定できることは、総務 (Office) 部門が当面は企画部分でのイニシアティブをとり、インフォメーションセンター部門が運営機能を担うという形が考えられるが、実際の体制については早急に対応することが期待される。

(2) 活動からの観点

1) アドボカシーセミナーからの観点

セミナーテーマ選定方法の強化

当初、本プロジェクトでは、VCAD が自らセミナーを企画運営できるノウハウに係る技術支援を行うこととされていたが、実際は、プロジェクト開始当初から右について VCAD 側は既に十分なノウハウと実施組織を有していた。本プロジェクトでは、こうした活動に補足的に役立つと考えられた工程の“チェックリスト”を提供し、各工程の進捗管理を実施するに留まった。

また、当初からセミナーで取り上げるテーマは、広く一般に対して新たに施行された法律の全般的説明を実施し理解を深めるというものであったが、前節で記述したとおり、今後重要となるのは、次のステップとしてどの様なテーマを取り上げるか、また、テーマについて当局内部でどのように共通の認識を醸成していくかという点である。本プロジェクトの取組みからは、今後、少なくとも2つの方向性を検討することが重要といえよう。すなわち、1)特定の条文に係る各論の理解促進 (施行細則・ガイドライン等を含む)、2)より詳細な審判手続きの流れに係る理解促進 (どの様に苦情を提示するかといった点を含む)、の2点である。

トレーナー育成のための教育制度の強化

当局における現状の限られた陣容を考慮すると、他の活動も同様ではあるが、普及啓発活動の効率的運営が不可欠であることは言うまでもない。VCAD 職員の派遣を伴う地方におけるセミナーの場合では特にその傾向は強いといえる。

効率性を補完するための手段としては、トレーナーズ・トレーニングの制度を強化することが重要だと考える。すなわち、地方における行政、関係機関、教育機関等の職員の育成を検討することである。また、こうした育成制度を実施する場合、VCAD 職員を各地に派遣するのではなく、各地方から該当者をハノイに招請し、プログラムを提供することが現実的対応といえるだろう（中長期的には、こうしたプログラムを提供するのはハノイだけでなく、地方事務所を設置するホーチミン市、ダナン市においても開催を検討することが重要であろう）。実際は、既に VCAD の自助によるトレーナーズ・トレーニングが実施されているが、必ずしもシステムティックな企画運営が確保される環境には至っていない。確実な方法論とトレーニング後の継続的な潜在的トレーナー（トレーニングに参加した代表者）に対するフォローアップのプログラムの充実が重要といえる。また、こうした取り組みが海外からの支援協力の対象となるか否かについても検討することを提言したい。

加えて、普及啓発の目的に加えて、こうした取り組みによって構築されたネットワークは、各地域における企業活動・消費者行動等にかかる地域情報を得るためのモニタリングシステムとして活用することも可能であるとともに、相談業務においても VCAD と地方をつなぐ有効な機能となることにも留意することが重要であろう。

2) 普及啓発リーフレットの開発

リーフレット対象テーマの各論への拡大

現状、VCAD においては、普及啓発のためのツールとしての配布物資料は極めて限られている。今般のプロジェクトでは、新たに施行された法律の全体像を広く一般に分かりやすく解説する資料（リーフレット）を開発・提供した。次のステップとして重要なのは、条文や規制分野をそれぞれ数ページで簡潔に説明した複数・一連のパンフレット資料を準備し、企業・一般等のニーズに合わせて利用できるようにすることであろう。また、こうした資料開発・製作は、陣容・予算面を考慮しつつ、テーマ毎に取り組むことができるので、陣容・予算的制約がある現状の VCAD においても段階的に対応することができるという点で現実的といえよう。

情報スタンド／ライブラリーの導入

普及啓発のために開発された資料等のツールは、広く一般にその存在自体をも認知されなければならない。したがって、地道な活動ではあるが、ディスプレイをするためのコーナーの設置等は効果的な方法といえる。VCAD 内にこうしたコーナーを設置することはもとよりであるが、一般がアクセスしやすい場所を選ぶことが重要である。どのような場所に設置するかについては、十分検討が必要である。他方、潜在的な有力な候補としては、各地域の商業局、また、VCCI の支局等の協力を仰ぐということが考慮されよう。長期的な展望としては、その他関係統計情報などとも合わせ、情報ライブラリーといった機能の整備を検討することも重要といえる。これらは、広く一般だけでなく産業界にとっても重要な情報源となろう。

3) ウェブサイトの開発

相互補完的プログラム運営体制のハブ機能の充実

何にも増して、ウェブ自体が双方向型のデータベースである点を重視し、上述の活動による実績は、全て右にアップロードされうるという点が最大限に活用されるべきである。セミナーやトレーニングで使われた資料やそれぞれの記録、トレーニングの方法論（進め方のマニュアル）、リーフレットやパンフレットのデータ、その他関係情報を整理してインストールし、ユーザーニーズに合わせてダウンロードできるようにしておくことが重要である。

ウェブサイトのメンテナンスと運営管理のための VCAD 内の体制整備

上記のように多くのデータを定期的に整理更新し、ウェブサイト上に格納するという体制は、VCAD 内に設置されることが最も重要である。情報管理の面からも、こうした手続き的な管理面はいずれかの担当者（部署）で集中的に担われるべきであるが、少なくとも、共通のプラットフォームで共同作業ができる環境を確保し、適時に一貫した適切なデータ更新環境が確保されなければならない。全般的なシステム管理は e-commerce 局に委ねることとなろうが、コンテンツ管理に関しては VCAD がイニシアティブをとるべきである。こうした運用のためには、特定部署にこうした任務を課し、運用に加え、運用ルールの策定に関しても責任を負うという体制が重要である。但し、これは、審査部門あるいは法令解釈部門だけで担当することは難しい。本件プロジェクト活動から現状を判断すれば、VCAD 内のインフォメーションセンターがこれを担うという方向性は検討の余地があろう。また、今後の人事の採用面では、ウェブサイ

ト管理に知見のある人材の確保という視点も重要となろう。

なお、ウェブサイトの公開後更に重要となるのがコンテンツの充実である。既存コンテンツの管理と異なる点は、集中管理の側面に加え、各部署での検討・運営が重要になるという点である。したがって（各部署がバラバラに行動しないように）一定のコンテンツ開発のための共通ルールを策定していくことが重要である。当然、各部署における普及啓発に寄せる当事者意識が不可欠であることはいうまでもない。

管理画面機能の活用

一般に対する普及啓発目的以外でも、本件ウェブサイトは活用の余地があり、これを検討することは有用といえよう。すなわち、VCAD 関係の政府機関・部署との情報共有のツールとなり得る点である。特に、今後設置が予定されているホーチミン市、ダナン市における地方事務所との情報共有などに活用が期待される。当局としては、地域が変わろうが、一貫した方針と認識を有することが不可欠である。特に、法令・規定、施行細則等の解釈に加え、どの様な苦情が寄せられどのような妥当性の判断が下されているか等々、当局としての対応に整合を確保することが重要である。管理画面機能は、ID とパスワードで管理されセキュリティーも確保されている。これを活用し、内部情報の共有化をはかるという点を検討していくことが重要であろう。

また、可能な範囲で、他省庁においても VCAD との情報共有が必要であるという部局に対しては、こうした管理画面機能を使って適宜情報交換をすることも可能である。もちろん、内部情報（特に審査情報等）については厳格に管理されるべきことはいうまでもない。しかし、特定規定に関する当局の公式立場等々といった、関係他省庁（例えばタスクフォースメンバー）においても、むしろ共有すべき情報で政府関係者のみにしか提供できない情報もあろう。管理画面機能を十分活用できると考える。

マルチ商法にかかるデータベースの構築（近い将来的課題）

今回開発されたウェブサイトは、あくまで普及啓発を目的とするものであったが、汎用性については、拡充のプライオリティを検討の上、自助ないし国際的な支援協力等を活用し充実させていくことが重要と考えられる。諸機能の充実が検討されるが、本件プロジェクトの取り組み過程においては、マルチ商法にかかるデータベース（登録・実態管理等々）の重要性が明らかになっている。右データベースに関しては、当局の業務システムの要素も高いため、今後詳細な検討を行った上で、国際的支援の枠組み等への要請を含め具体化を図ることが重要であろう。

2.3 TA セミナー活動からの提言

(1) 法制度整備と法解釈の発展

ベトナム競争法の適用に当たっては、施行細則 2005 年第 116 号等によって違反行為類型の規定等の明確化が図られている。しかしながら違反事件処理の実績が未だない状況のなか、競争法及び施行細則の条文において、必ずしも解釈が明確化されていない点、あるいは現行の解釈どおりの運用をした場合に課題が残る点などがある模様であることが、TA セミナー等における議論からも看取された。(例えば、法第 13 条に規定がある優越的地位の濫用として禁じられる行為について、複数行為を一括して違反行為と見るか、一行為ずつを判断するか、あるいは法第 86 条の事前調査実施時に施行細則第 116 号第 65 条・第 66 条に基づく関係者への通達が義務付けられるか等)。また、実際に違反事件処理が行われるようになった後にもさらに明確な解釈が求められる規定があることも予想される。

判例法主義的解決と制定法主義的解決のバランス

こうした解釈に議論の余地が残る点については、今後の判例の蓄積によって解決されるべき部分と、さらなる施行細則やガイドラインの整備によって明らかになっていく部分があるものと思われる。VCAD にあつては、必要に応じて解釈の明確化の意義と方法を検討し(いわゆる判例法主義的解決と制定法主義的解決のバランスをとりつつ)、部内及び関係省庁・機関等と共有のうえ、一般に周知を図り法の透明性と予測可能性を高めていくことが期待される。また、解釈の明確化を図る上では、競争法及び施行細則のみならず、民事・刑事手続法、証拠法、知的財産法など関連の深い他法令との関係も課題のひとつとなる。

統一的なガイドライン等の定期的な会合等による開発・共有

これらの課題に対する具体的な対応の一例として、まず、施行細則でカバーできていない点が明らかになった場合、VCAD 内で共通の解釈や対応指針を用意することが重要であり、そのために VCAD 内において Division 横断的なレビューの機会を設けることが有用である。例えば、Division 横断的な法解釈検討会の定期的な開催も方策のひとつとなり得る。

また、本調査案件で開発したウェブサイトなども活用しつつ、処理案件の実績と判例、施行細則やガイドライン等を公開していくことが有用である。

(2) 申告（苦情）の受付

申告（苦情）の受付に関しては、競争法第 10 条、19 条、58 条等ならびに施行細則 2005 年第 116 号等に規定があり、これらに基づき 2006 年 7 月に情報提出のための五書式を定める決定 (No. 17/QD-QLCT) が発布されたところである。申告（苦情）の受入については、VCAD 職員が多数の申告や苦情のなかから重要なものを見極めるための能力が必要となると同時に、上記 1.2 (3) にも指摘したとおり、実務的な処理方法と体制整備が喫緊の課題となってくる。(なお、TA セミナーにおいても、例えば経済集中の申告文書について、シェア 30% に満たないと思われる場合にも受付けるか、30-50% の場合には受理した後どのよう扱うかといった点についても不明確な点が残った。)

書面提出の受け入れや事務処理手続きに関するチェックリストやマニュアル

申告（苦情）が本格化してくるにつれ、限られた職員数で迅速に処理していくことが重要となる。申告（苦情）受付、あるいは事前相談に如何に対応するか、チェック項目シートやマニュアルといったツールを用いることも一案である。また、処理窓口の集中化・明確化するといった組織的な対応が重要となってくる。書式による提出はもとより、書式に則っていない書簡、ウェブサイトを経由した提出、e メールや電話、往訪等、多様な方法で様々なレベルの申告（苦情）等が寄せられることも予想され、総務部門 (Office) が一括して担当するか、担当部門への振り分けは誰がどのように行うか、地方事務所への申告（苦情）をどのように扱うかといった事務手順を明らかにしたうえで、VCAD 内で共有することが重要である。

申告や苦情申し立て受け入れに関する広報

同時に、企業や一般消費者がどのような情報をどこに申告（苦情申し立て）すれば、行政として円滑・効果的に対応し得るかについて、ウェブサイトなども活用しつつ広報することも VCAD 側の事務処理負担面及び申立側の利便性の双方の意味で有用である。

(3) 審査実務

審査対応マニュアルや内部定型文書の開発

VCAD の最大の責務のひとつである審査活動については、今後、実績が積み重ねられていくこととなる。既に施行細則 2005 年第 116 号等によって審査手続きについての規定があり、TA セミナーの中でも手続きに関する規定（期限等）についての VCAD 職員の理解が高いことが確認された。ただし、実際に具体的な事件を扱う場合には、事件の端緒から必要情報の入手（当事会社からの提出を

求める場合、立入調査を行う場合等)、違反行為の立証、報告書の作成等、限られた陣容のなか、多岐に渡る審査業務を行う必要がある。審査実務の円滑な推進にあたっては、VCAD 審査担当者による審査対応マニュアルや内部の定型文書が構築され、新規に採用される担当者を含む部内関係者に共有されることが有用である。審査の各段階における留意点、成功例、改善すべき点等についてもウェブサイトバックオフィス機能を活用するなどして、情報共有化のための体制を確立していくことが望まれる。

市場画定の重要性

ベトナム競争法の特徴の一つとして、市場占有率に依拠した規定が挙げられる（ベトナム競争法第 9 条、11 条、20 条等）。こうした規定は取りも直さず占有率の算出母数となる市場を如何に画定するかが重要となり、審査段階における市場画定の手法が確立され、共有されることが必須となる。実際には、施行細則 2005 年第 116 号第 4 項以降の規定に基づき各案件における市場が画定されることとなるが、実績が積み重ねられ、共有されていくことが期待される。

審査官養成と国際協力

以上のような審査実務の課題によりよく対応していくために、1.1 (1) で指摘した審査官育成の重要性が改めて強調されるべきであるとともに、我が国を含む諸外国競争当局が用いてきた審査手法等についても引き続き参考にすることがとりわけ有用である。

(4) 審判・排除措置（行政処分）の実施

審査の後の審判廷への対応、排除措置（課徴金等）等における VCAD の役割については、ベトナム競争法第 61 条以下及び施行細則 2005 年第 120 号に規定されている。今後、実績を積み重ね、公正な法執行の実効性を担保するための具体的な方策を念頭に、組織的に情報を蓄積・共有していくことが望まれる。また、法執行の過程においては市場のプレーヤーである企業の活力を不必要に損なうことなく、市場の発展を図ることの重要性を念頭に置くことも求められている。

こうした対応についても、1.1(1)で指摘した審査官育成の課題の一環と捉えられるべきであり、我が国を含む諸外国競争当局が用いてきた経験を参考にすることが有用となる。

(5) 組織的対応の充実と国際的な協力の活用

審査官を含む VCAD 職員の人材育成については、上記(1)～(4)全てにおいて審査実務のノウハウや技術の向上と共有化が重要であることは言うまでもない。今後も各国・国際機関ドナー等からの支援協力を活用しつつ、自助努力を拡大していくことが期待される。他方、施行細則等でカバーしきれていない指針や手続きの内部規定（マニュアル等）の整備も欠くことができない重要なタスクである。こうした内部規定を検討する組織体制を充実させるとともに（例えば上記(1)の定期検討検討会等）、効率的に内部規定の整備や改定を進めていくうえでは、この分野においても一定期間、各ドナーや各国競争当局からの支援を得るというオプションを検討することが可能である。ただし、支援を受ける場合には、ベトナム法全般はもとより、VCAD 内部や市場環境等の状況を十分に把握した専門家の助力が不可欠であり、中長期的な専門家の関与要請を検討するとともに、VCAD としても守秘義務確保を前提として、こうした専門家と一定の範囲で実務や内部情報を共有することが期待される。